

# 第3次平川市地域福祉活動計画

「地域の人たちが共に考え、共に築き、  
共に歩む福祉社会を目指します」



令和 2年度～令和 6年度



社会福祉法人 平川市社会福祉協議会

## はじめに

本会は、社会福祉法に規定された地域福祉推進の中核的団体として、その取り組むべき活動を5ヵ年ごとに策定する平川市地域福祉活動計画に基づいて事業の推進を行って参りました。

この間、少子高齢化には歯止めがかからず、多様化する生活様式は、人間関係やコミュニティに変化をもたらしております。更には、全国各地で発生する地震や水害等の被災者への支援や制度の狭間に置かれていた生活困窮者対策としての生活困窮者自立支援法の制定、地域共生社会の推進と近年の福祉情勢は、目まぐるしく変化しております。

このようなことから、今後5ヶ年間に於ける新たな地域福祉ニーズや様々な施策に対応するべく、その取り組むべき課題と取り組みを定めた「第3次平川市地域福祉活動計画」を策定しました。

この計画の推進にあたり、地域住民や町内会、民生委員・児童委員、ボランティア、福祉施設関係、行政等多様な個人及び団体の一層の理解とご協力が求められます。そして、福祉サービスを必要とする住民への支援活動を私たち一人ひとりの参加により、推進していくことがこの計画の目標である「地域の人たちと共に考え、共に築き、共に歩む福祉社会」の実現につながるものと考えます。

終わりに、この計画策定作業に多くの関係者各位のご尽力を賜りましたことを衷心より感謝申し上げます。

令和 2年 3月吉日

社会福祉法人  
平川市社会福祉協議会  
会長 外川三千雄

# 目 次

## 第1章 第3次地域福祉活動計画策定にあたって

- 1 地域福祉の推進と社会福祉協議会…………… 1
- 2 計画策定の背景…………… 1
- 3 計画策定の意義…………… 2

## 第2章 第3次地域福祉活動計画の概要

- 1 第2次計画の評価及び課題…………… 3
- 2 第3次計画の目的…………… 6
- 3 第3次計画の期間と構成…………… 6
- 4 第3次計画の位置づけ…………… 7
- 5 第3次計画の策定体制…………… 7

## 第3章 計画の基本理念と基本目標

- 1 計画の基本理念…………… 9
- 2 計画の基本目標…………… 10
- 3 計画の体系…………… 15

## 第4章 実施計画

- 1 地域共生社会に向けた地域福祉の推進…………… 17
  - (1) 住民参加による主体的福祉活動の推進
  - (2) 地域力の強化と人材・団体の育成
  - (3) ネットワークや共助の仕組みの構築
- 2 在宅福祉サービスの充実…………… 21
  - (1) 公的福祉サービスの実施
  - (2) 住民参加による共助型サービスの充実
  - (3) 住民主体による予防的福祉の推進

3	福祉教育とボランティア活動の推進	25
	(1) 福祉意識の高揚と人づくり	
	(2) 福祉教育の推進と地域福祉活動	
	(3) ボランティア活動の推進	
4	権利擁護と自立生活支援の強化	29
	(1) 相談援助体制の強化	
	(2) 権利擁護事業の推進	
	(3) 生活支援体制の充実	

## 第5章 計画の進行管理と評価・修正

1	計画の推進	33
2	計画の進行管理	35
3	計画の評価・修正	35

## 資料編

•	平川市の地域福祉を取り巻く状況	36
•	平川市民アンケート調査集計結果	43
•	平川市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	55
•	平川市地域福祉活動計画策定委員会名簿	57
•	平川市地域福祉活動計画作業部会名簿	57
•	平川市地域福祉活動計画策定の経過	58
•	平川市地域福祉活動計画(案)について(報告)	59

# 第1章 第3次地域福祉活動計画策定にあたって

# ＜第1章 第3次地域福祉活動計画策定にあたって＞

## 1 地域福祉の推進と社会福祉協議会

福祉とは、住民一人ひとりが「ふ」普通の「く」暮らしに「し」幸せを求める活動であり、幸せを求める権利は、日本国憲法により、全ての国民に与えられた権利です。普通の暮らしの幸せは、日常生活において発生した様々な生活課題や困難を乗り越えながら生活していくことで積み重ねられますが、自身の力や家族の力（自助）だけでは解決できない複雑化した課題も発生します。自助により対応できない課題に対しては、行政施策や公的福祉サービス（公助）により解決する仕組みはありますが、法律や制度には必ず隙間が生じるため解決に至らない場合もあります。

誰もが地域で安心して暮らしていくためには、課題に対して自身で努力する自助と公的サービスによる公助とあわせて、地域で支え合う仕組み（共助）が重層的に機能することが求められます。

地域福祉は、住民主体により地域において、住民の普通の暮らしの幸せを支える活動や共助の仕組み作りと言えます。

社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、社会福祉法第109条に位置付けられ、全国・都道府県・市区町村単位に設置されている民間の組織です。社協は、住民主体を活動の原則として住民の自助力を高める支援や共助の仕組み作りやネットワーク作りを支援しています。

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 <社会福祉法より抜粋>

## 2 計画策定の背景

平川市においては、平成31年3月に「第3次平川市地域福祉計画」を策定し、横断的かつ計画的に地域福祉に係る施策の推進を行っております。一方、平川市社協では、平成27年3月に民間の行動計画として、「第2次平川市地域福祉活動計画」を策定し、平川市地域福祉計画と連携を図りながら、地域福祉を推進して参りました。

しかし、依然として少子高齢化の進行や核家族化による家族機能の低下、地域コミュニティの希薄化といった問題が大きく改善されない中で、認知症高齢者の増加や子育てに悩む保護者の孤立や虐待、生活困窮者への対応、自然災害への対応等の課題も新たな問題ではなく一般化されつつあります。また、ソーシャルネットワークサービスの普及が、便利さに反比例するかのようにコミュニケーションの狭量を招いており、目に見えにくい社会問題として、ひきこもりや陰湿ないじめ問題、自己都合主義犯罪、出会い系犯罪の原因ともなっています。

このように複雑多様化したり、課題が隠れて進行する現在の社会情勢を踏まえると、自身や家族による自助機能や行政による公的福祉サービスの充実による公助だけの対応は十分とはいえず、住民相互の助けあいや見守りといった共助も含めた重層的な取り組みが求められます。

### 3 計画策定の意義

平川市においても高齢化の進行に伴う一人暮らし高齢者世帯や認知症高齢者の増加、地域におけるマンパワーの不足、家族機能の低下や関係性の希薄化による生活困窮問題、災害時の要援護者支援体制の構築といった課題が生じており、自助や公的福祉サービスだけでは対応が難しいケースも増加しております。

平川市社協において、これまで推進してきた共助の体制としては、共助の基盤づくり推進事業（市委託事業）におけるほのぼの交流協力員事業があり、令和2年3月末現在、485名の協力員が地域住民による地域住民のための見守り活動を行っております。また、緊急通報システム福祉安心電話サービスにおける協力員も342名となり、一人暮らし高齢者を中心とした対象者の生活の安心の一助として活躍されております。

また、地域住民の生きがい活動を目的としたふれあいいきいきサロンは、市内全域で21グループ形成されており、生活支援体制整備事業の推進に合わせて、通いの場に発展したサロンもあります。さらに、町会においては、地域住民相互の交流保持を目的としたふれあい交流会開催事業に52町会、地域に見合った福祉活動を展開する小地域福祉活動事業には48町会、除雪ボランティアを組織し雪に対する支援を行う小規模除排雪事業には29町会が申請による決定を受けて、それぞれの町会において各種地域団体と連携した活動を行っており、福祉コミュニティの形成や共助の仕組み作りが図られています。

お互いが共に支え合う地域づくりを推進するため、共助の基盤ともいえる町内会との連携や後方支援の強化を図るとともに新規の体制作りを推進し、自助・公助とあわせて様々な生活課題や地域課題に地域全体で取り組む環境整備を目指すために、第2次計画の評価・修正を踏まえた「第3次平川市地域福祉活動計画」を策定します。

## 第2章 第3次地域福祉活動計画の概要



## ＜第2章 第3次地域福祉活動計画の概要＞

### 1 第2次計画の評価及び課題

#### (1) 第2次平川市地域福祉活動計画

平川市地域福祉活動計画は、複雑多様化している課題に対し、住民の参加による地域での支え合い・助けあい活動を実現するために、住民や関係団体等が主体的に参加協力して策定した民間の行動計画です。

第2次計画では、「地域の人たちと共に考え、共に築き、共に歩む福祉社会を目指します」という平川市社協の理念を基本理念とし、4つの基本目標を掲げ、平川市が策定した地域福祉計画と整合性を図りながら平成27年度から平成31年度までの5ヶ年の中期計画として、住民と共に各事業を実施してきました。

#### ＜第2次計画基本目標＞

- ① 地域福祉の推進と共助体制の構築
- ② 在宅福祉サービスの充実
- ③ 福祉教育とボランティアの推進
- ④ 権利擁護と自立生活支援の強化

#### (2) 第2次計画の評価と課題

基本目標① 「地域福祉の推進と共助体制の構築」	(1)住民参加による主体的福祉活動の推進
	(2)地域力の強化と人材・団体の育成
	(3)ネットワークや共助の仕組みの構築

#### ＜基本目標①まとめ＞

●住民参加による主体的福祉活動の推進の分野においては、平川市社協が交付する申請方式の助成金による町会単位での小地域福祉活動の推進を継続実施しました。この5年間は、助成事業への認識も深まっていることから、申請件数は横ばいで推移しました。

地域ふれあい交流会開催事業については、実施計画に基づき、助成金額の見直しを行い、一律8万円であった助成額を世帯数に応じて算出する方式に変更し、継続性の向上を図りました。

200世帯未満の町会によっては、助成金額が減少することになりましたが、実施回数を年12回から6回に変更することで、取り組みやすくなり、実施町会数が増える結果となりました。小地域福祉活動事業の選択事業への移行については、検討した結果、助成金額を変更したことや実施主体が多岐にわたることから見送ることとなりました。

小地域福祉活動事業名	平成26年度実績	令和元年度実績
ふれあいいきいきサロン事業	25 サロン	21 サロン
地域ふれあい交流会開催事業	45 町会	52 町会
小地域福祉活動事業	47 町会	48 町会
・ふれあいホットサロン事業	34 町会	35 町会
・小規模除排雪事業	27 町会	29 町会

●地域力の強化と人材・団体の育成の分野においては、地域福祉推進委員会での地域事業の実施、福祉関係団体との情報交換における共同事業の検討には至らず、現状維持の結果となりました。今後は、生活支援体制整備事業での通いの場の設置促進や地域共生社会実現に向けた取り組みの中で、町会単位を超えた広域対応が必要となる地域も想定されるため、地域実情に合わせて検討していく必要があります。

●ネットワークや共助の仕組みの構築の分野においては、県内1位を誇る自主防災組織の設置率ではあるものの、自主防災組織自体から、訓練等への地域住民の低参加や平時における防災意識が高まらないといった課題を伺います。令和元年度の台風19号による風水害は、大きな傷跡を残したことから、ハザードマップに掛かる危険エリアを中心に自主防災組織や行政に協力を仰ぎ、災害に関する意識の醸成や福祉的な支援に努める必要があります。

基本目標② 「在宅福祉サービスの充実」	(1) 公的福祉サービスの実施
	(2) 住民参加による共助型サービスの充実

#### 〈基本目標②まとめ〉

●介護保険や障がい者施策等の公的サービスは、目まぐるしく改正や変更がある中で、適宜情報収集し、対応したことで利用者へのサービスの低下を招くことなく推移しました。しかし、淀ヶ関地域では、受け皿が少なく需要に対して供給が限度に近い現状であり、土地がら公的サービスの増加がなかなか見込めず、共助型の社会資源の開発による補完が求められます。

●住民参加による共助型サービスの充実の分野においては、県単事業であるほのぼのコミュニティ21推進事業が終了となりましたが、現在は国庫補助を活用して事業を継続しております。ほのぼの交流協力員数は、減少傾向にあります。台風接近時等の自主避難に関する周知や安否確認などが定着したことは成果といえます。

基本目標③ 「福祉教育とボランティアの推進」	(1) 福祉意識の高揚と人づくり
	(2) 福祉教育の推進と地域福祉活動
	(3) ボランティア活動の推進

〈基本目標③まとめ〉

●福祉意識の高揚と人づくりの分野において、平川市長寿福祉大会については、参加者の減少が顕著であり、福祉大会の独自開催の検討に至るまでもなく、大会自体の在り方や運営について行政担当部局と協議する必要があります。

●福祉教育の推進と地域福祉活動の分野では、ボランティア推進校について、申請校の増加に助成総額も比例しており、財源も加味した継続性を学校連絡会で協議しましたが、助成金の減額には反対意見が多く、一旦見送ることとなりました。長年、変更を加えていない事業内容や助成金額について、早い段階で検討する必要があります。

●ボランティア活動の推進の分野では、ボランティアポイント事業や生活支援ボランティア養成講座を実施しましたが、災害ボランティアコーディネーターの養成は、実施できませんでした。今後は、地域共生社会の実現や生活支援体制整備事業の推進において、ますますボランティアの活躍が期待されることから、ボランティア・市民活動センターの主体的業務を強化する必要があります。

基本目標④ 「権利擁護と自立生活支援の強化」	(1)相談援助体制の強化
	(2)権利擁護事業の推進
	(3)生活支援体制の充実

〈基本目標④まとめ〉

●相談援助体制の強化については、相談実績を勘案し、ふれあい相談所の一般相談・特別相談の開設日数を削減いたしました。生活全般に係る相談については、社会福祉士等の資格を有した職員が、生活困窮者自立相談窓口等と連携することで、ある程度専門的な案件にも対応することができています。

●権利擁護事業の推進の分野においては、年々、日常生活自立支援事業や成年後見制度に関する需要が高まり、利用件数や受任件数が増加しています。このことは、比較的早期に権利擁護事業に取り組んできた成果といえます。しかし、日常生活自立支援事業においては、利用が伸びていることに伴い、基幹内の利用者も増加していることから、委託元である青森県社協や黒石市社協と基幹的社協の枠組みについて協議する必要があります。

●生活支援体制の充実の分野においては、平成27年度からスタートした生活困窮者自立相談支援事業が、住民の生活に関する相談の入り口としての役割を果たし、適切な社会資源と連携することで多くの個別課題に対応することができています。また、青森県社会福祉協議会が実施するしあわせネットワークによる現物給付支援等の新たな取り組みも増えており、たすけあい資金等の貸付件数が減少していることから、貸付事業の見直しについても検討する必要があります。

事業名	項目	27年度	28年度	29年度	30年度
生活困窮者自立 相談支援事業	新規相談件数	54件	72件	77件	64件
	プラン策定件数	19件	42件	41件	38件
たすけあい資金 貸付事業	貸付件数	19件	13件	22件	3件
しあわせネット ワーク事業	現物給付件数	—	—	4件	14件

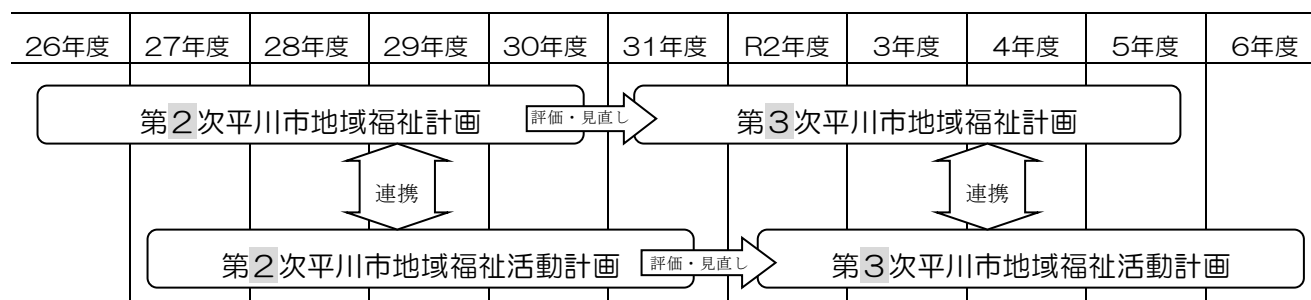
## 2 第3次計画の目的

平川市においても少子高齢化や8050問題、高齢化率の上昇や限界集落の増加、家族関係の希薄化等に起因する生活のしづらさといった様々な課題は、点在しており、自身の力や公的福祉サービスだけでは対応できない現状もあります。このような背景の中、第2次計画の成果や課題を踏まえて、地域住民、町会、関係団体、社協、行政等がそれぞれの立場で何ができるのか共に考えながら連携の形や役割の分担を明確にし、具体的な支援の仕組みを共に築き、福祉社会の実現に向けて共に歩むことを目的に「第3次平川市地域福祉活動計画」を策定します。本計画では、特に地域住民と共に推進する共助の仕組みづくりに重点を置いています。

## 3 第3次計画の期間と構成

### (1) 計画の期間

計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。



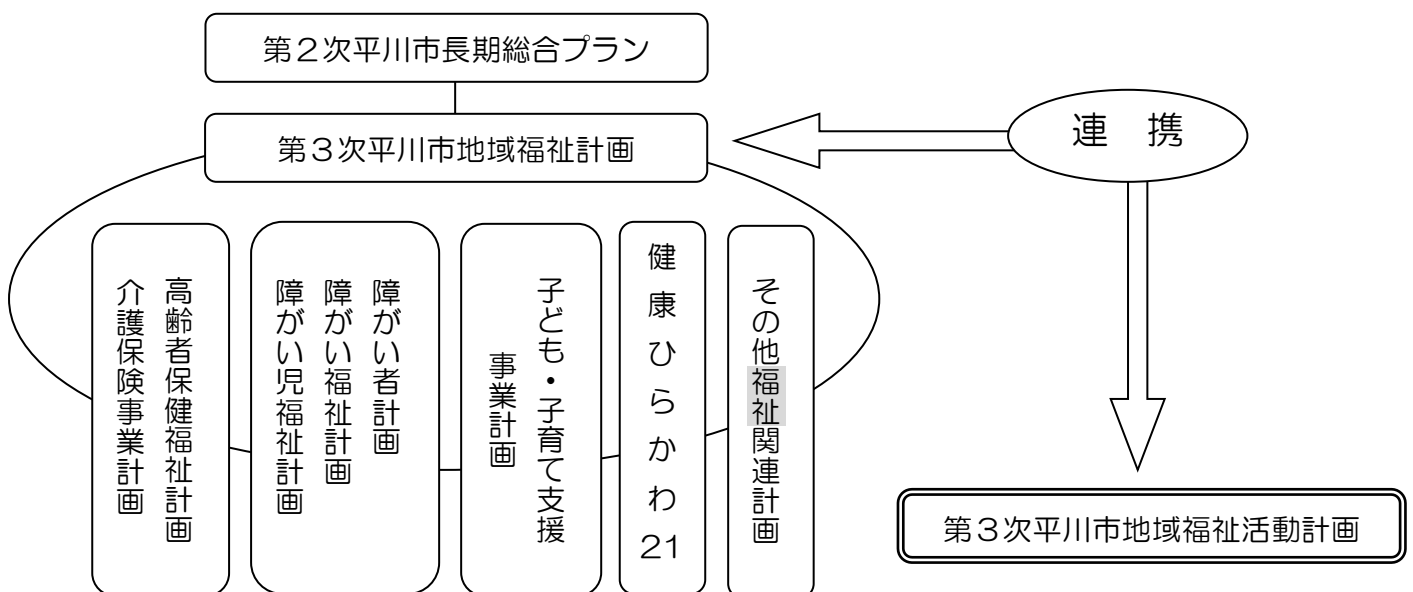
## (2) 計画の構成

計画は、基本理念に基づき、第2次計画の成果と課題を踏まえて整理した4つの基本目標を掲げ、基本目標ごとに個々の現状と課題に対する具体的な内容を設定するために推進項目・事業項目(事業名)・方向性・事業の具体的な実施内容・協働機関・年次別計画・予定財源を明記した実施計画で構成します。

さらに、この計画を推進する上で、住民ニーズや地域ニーズの変化や行政施策の状況、社会情勢の変化等を考慮して必要に応じた計画の修正や見直しを行います。

## 4 第3次計画の位置づけ

本計画は、地域住民や各種団体等が主体的に策定する民間の行動計画であり、平川市が地域福祉に係る施策を総合的かつ計画的に推進するために策定する平川市地域福祉計画と整合性を図り、連携しながら地域福祉を推進していきます。



## 5 第3次計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、策定委員会並びに作業部会において協議・検討を行い作成した原案を基に、3地域の地域福祉推進委員会や平川市社協職員全体会議の場で意見をいただきました。さらに平成30年度に平川市と連携して実施した住民アンケート結果、社協だよりや平川市社協ホームページといった広報媒体を通じて行ったパブリックコメントにより抽出された住民の意見を反映しました。

#### (1) 地域福祉活動計画策定委員会の設置

平川市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱（平成20年11月18日施行）により、令和元年10月18日に知識経験者、社会福祉施設関係者、地域住民代表、関係行政機関職員の11名の委員を委嘱し、策定にあたりました。

策定委員の選任にあたっては、第3次平川市地域福祉計画策定委員と関係行政職員を中心に選任を行っており、平川市地域福祉計画との整合性を図りました。

#### (2) 平川市民アンケート調査の実施

計画の策定にあたり、住民の福祉に対する意識や地域活動への参加状況などの実態を把握するため、アンケート調査を実施しました。アンケート結果は、昨年度策定された平川市地域福祉計画と共用するため、平成30年の7月から8月にかけて実施しました。

#### (3) 地域福祉活動計画作業部会の設置

関係行政職員と平川市社協職員の8名で構成されており、第3次計画の原案づくりを行いました。

#### (4) 社協職員全体研修会等の開催

計画の策定にあたり、全職員での取り組みを確認するため、職員の全体研修会の場において計画概要の説明及び意見聴取を行い、共有を図りました。

#### (5) 地域福祉推進委員会の開催

地域特有の課題等について、計画に反映させることを目的に3地域に組織している地域福祉推進委員会を開催し、地域福祉活動計画（素案）に対する意見聴取を行いました。

#### (6) 意見公募（パブリックコメント）の実施

2月15日発行の広報誌「社協だより」に地域福祉活動計画素案の概要を掲載し、意見公募を行いました。また、「社協ホームページ」においても地域福祉活動計画素案の概要を掲載し、意見公募を実施しました。

### 第3章 計画の基本理念と基本目標

## ＜第3章 計画の基本理念と基本目標＞

### 1 計画の基本理念

平川市の「平川市長期総合プラン」においては、「まちの輝きは市民一人ひとりの笑顔から」を合言葉として、「あふれる笑顔くらし輝く平川市」を将来像にまちづくりの推進を図っています。

この長期総合プランにおいて、福祉のまちづくりについては、「お互いが支え合うまちづくり」を基本政策としてその実現を目指しています。

平川市社協では、住民の地域福祉への関心を高め、その自主的な取り組みを基盤とした活動を原則として地域における福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる福祉社会の実現を目指しています。

こうした観点を踏まえて、平川市社協の理念・行動規範である「地域の人たちと共に考え、共に築き、共に歩む福祉社会を目指します」を第2次計画の基本理念に目指すべきものとして、そのまま平川市社協の理念を掲げました。

第2次計画において、共助体制の構築や権利擁護事業の推進、生活支援体制の充実を図って参りましたが、未だ、地域住民、町会、各種関係団体、ボランティア等の皆様と協働しながら取り組むべき課題や構築すべき仕組みは多々ありますので、第3次計画においてもこれまでの基本理念を継承し、平川市の地域福祉を推進します。

#### 《計画の基本理念》

地域の人たちと 共に考え

共に築き 共に歩む

福祉社会を目指します



## 2 計画の基本目標

本計画に掲げた基本理念の達成のために、以下の基本目標を設定します。

### <基本目標 1> 地域共生社会に向けた地域福祉の推進

住民の生活の基盤は地域であり、誰もが住み慣れた地域において安心した生活が送れることを望んでいます。しかし、生活を送る上で必ず何かしらの生活課題に直面し、地域においては地域課題も発生します。こうした課題を解決するためには、自助・公助を補完する地域での支え合いや助けあいといった共助が必要となります。平川市社協では、地域住民による共助の仕組みづくりを支援し地域福祉の推進を図るとともに、地域住民がそれぞれ役割を担い、共に生きる地域共生社会の実現を目指します。

#### (1) 住民参加による主体的福祉活動の推進

世帯の構成人数が減少している中で、地域で安心した生活を営むためには、町会等の小地域においてお互いに支え合う体制や関係づくりは不可欠と言えます。そして、自分たちが住みやすい地域を構築するためには、その地域に住む人たち自身が知恵や意見を出し合ったり行動したりする主体的な活動が必要です。

平川市社協では、地域福祉の推進基盤を町会に設定し「小地域福祉活動事業」により、町会独自の福祉活動や食事会、除排雪支援等に対する助成金を交付し、住民の主体的な福祉活動を支援しています。また、小地域における交流の促進や、地域住民による地域住民のための見守り活動や福祉安心電話事業等も住民参加による地域福祉活動として推進します。

#### (2) 地域力の強化と人材・団体の育成

小地域福祉活動の推進にあたっては、町会長や福社会代表、民生委員・児童委員といったキーパーソンの存在がとても重要であるとともに、キーパーソンを支援する地域関係者の存在や住民個々の福祉意識を高めることも大切です。住民アンケートでは、地域活動に参加していない理由として「活動の内容や参加方法がわからない」という意見が多く、情報があれば地域活動に参加したい住民が一定数いる結果となっておりますので、研修会や各種講座等の機会を活用し、問題意識の共有や福祉情報の提供を図るとともに人材育成につなげます。

#### (3) ネットワークや共助の仕組みの構築

自助では解決できない複雑な課題や地域課題に関しては、特定個人の努力による解決は困難であり、地域における関係者の連携と役割分担による支援が必要です。個人個人の知恵や技能、経験に各種団体・組織の専門性等をつなぐこと（ネットワーク）

により様々な可能性や柔軟な対応が生まれ、個々の負担の軽減にもつながります。そして、地域のネットワークにより課題に取り組むことが共助であり、取り組んだ結果が「仕組み」として地域の財産となるよう支援します。

住民アンケートの地域へ期待することでは、「災害や防災対策」が最も多く、福祉サービスの充実の項目でも「緊急時や災害時に地域で助けあう仕組みをつくる」が高い結果となった反面、地域活動への参加の項目では、「防災活動」への参加が低い結果となっています。こうした結果からも、自主防災組織と連携し、従来の取り組みからの発展を模索します。

## ＜基本目標 2＞ 在宅福祉サービスの充実

馴染みの人間関係を保ちながら、住み慣れた地域において生涯を終えることは、誰もが望むことであると思います。しかし、加齢や障がい、病気等による身体的問題や地域の関係性の希薄化、家族機能の低下といった様々な要因により、家族だけでは在宅生活を支えることが困難な状況も危惧されます。平川市社協では、介護保険等の公的福祉サービスと地域住民等による制度外サービスを組み合わせ、本人の意思の尊重と家族への支援を踏まえた在宅福祉サービスの充実に努めます。

### （1）公的福祉（フォーマル）サービスの実施

要介護者の在宅生活を支えるサービスとして、介護保険法による訪問介護や通所介護等の在宅系サービスを実施します。併せて、障がい者の在宅生活を支えるサービスとして、障害者総合支援法による相談支援事業や居宅介護事業を実施します。

### （2）住民参加による共助型（イフォーマル）サービスの充実

住民の在宅生活において介護保険等の公的福祉サービスは、大きな効果を得ていますが、公的福祉サービスだけで在宅生活が継続できるわけではなく、制度には隙間も生じます。そうした隙間を補う役割が共助であり、地域での住民相互の支え合いや助け合いが必要となります。

平川市社協では、福祉安心電話事業やほのぼの交流協力員事業、通いの場等の介護予防事業、小地域福祉活動事業等の住民参加により在宅生活を支える既存の事業の推進・強化を図るとともに、地域実情や住民ニーズに基づく新たな社会資源の開発により、住民参加による共助型サービスの充実に努めます。

### （3）住民主体による予防的福祉の推進

住み慣れた地域において生活を継続していくためには、福祉サービスの利用を必要としない状態を保つ予防対策的な福祉の推進も重要です。近年の国の施策では、地域住民が主体となった介護予防や生活支援への取り組みを推進しており、平川市においても「通いの場」の設置が進んでおります。

介護予防に関しては、地域支援事業における介護予防・日常生活支援総合事業や包

括的支援事業、生活支援体制整備事業等について平川市と連携を図りながら、推進に努めます。また、令和元年に制定された認知症施策推進大綱に基づく動向にも注視し、平川市と連携を図ります。

### ＜基本目標 3＞ 福祉教育とボランティア活動の推進

福祉に関しては、児童や高齢者、障がい者等を対象としているイメージが強く、若年層の関わりが薄い傾向にあります。しかし、福祉は全ての国民を対象としており、お互いに支え・支えられる関係が求められます。多くの住民が福祉意識を持ち、主体的に地域福祉活動に参加していただくために、福祉教育を推進し、福祉意識の高揚を図るとともに課題解決のための思いの共有を図ります。

また、気軽に地域福祉に参加できる入り口として、ボランティア活動の推進を図ります。

#### （1）福祉意識の高揚と人づくり

地域福祉の推進に関しては、地域住民の関わりも社会福祉法に努力義務として明記されておりますが、認識は薄く、社協会費による間接的な地域福祉への参加にとどまっているのが現状です。自分たちの住む地域において安心した生活を営むためには、地域住民相互の支え合いや助けあいといった共助や共生の考え方が不可欠であり、そのためには、多くの住民が福祉に関する意識を持つ必要があります。

平川市社協では、広報誌やボランティア情報誌、ホームページについて、より多くの住民に関心を持っていただけるように創意工夫し、情報発信を行います。また、福祉会（部）の支援や設置促進、地域ふれあい交流会の活用等の幅広い年齢層が集う地域行事を通じて、福祉意識の啓発と高揚に努めるとともに、福祉情報出前講座や各種研修会を通じて、高い福祉意識を持った方々を育み、地域福祉を推進する人づくりに努めます。

#### （2）福祉教育の推進と地域福祉活動

福祉教育に関しては、福祉意識の高揚を目的として全ての住民に対して行う啓発活動とゴミ屋敷問題等の特定課題の解決を図るために当事者や周辺住民、関係者の意識改革や思いの共有を目的とする活動があります。

平川市社協では、児童・生徒・学校を対象とした、各種福祉体験事業やボランティア推進校の指定、福祉情報出前講座等の内容の充実を図るとともに適宜内容の見直しを図り、成年後見事業等の各種普及啓発セミナーの開催、福祉関係者に対する研修会の実施により、福祉教育の推進を図ります。また、地域毎の課題に対しては、福祉意識の高揚を図り、地域住民が主体となり課題解決できるよう支援いたします。

#### （3）ボランティア活動の推進

ボランティア活動は、自身の意思による自発的な活動であり、社会貢献や福祉活動

への関心を高める効果とともに自己実現が充足される活動です。赤い羽根共同募金等の寄附行為もボランティア活動として位置付けられており、多くの世帯が関わっておりますが、自身の余暇活動の中で行われるボランティア活動は活発とは言えない状況です。

平川市社協では、クリーン作戦や電気保安、家屋修繕、屋根の雪下ろしといったボランティア団体や業者と連携した事業を実施するとともに、ボランティア・市民活動センターの機能を強化し、住民や各種団体が気軽にボランティア活動ができる環境の整備を図ります。

## ＜基本目標 4＞ 権利擁護と自立生活支援の強化

現在の福祉サービスの利用は、自身で選択する契約が基本であり、契約行為に必要な判断能力が低下した方々に対しては、権利擁護の仕組みも構築されて参りました。また、生活困窮者自立支援法の施行により、福祉分野の裾野も広がりを見せております。こうした制度や体制が浸透していくほどに対象者が増加していくと予想されるため、権利擁護関連事業の推進と生活困窮者対応等を含めた自立生活支援の強化を図ります。

### （1）相談援助体制の強化

家族機能の低下や地域住民・家族間とのつながりの希薄化は、身近に相談できる方の減少につながり、生活課題に対しての解決力の低下を招いており、複雑多様化した社会情勢と併せて、課題解決のための入り口としての相談所の役割は、大きいと考えられます。

平川市社協では、司法書士による「特別相談所」や広域で実施している弁護士による「社協広域法律相談所」といった定期開催している相談所を開設すると共に、随時対応できる福祉専門職による相談を強化し、住民の生活課題の解決に向けた支援を行います。また、ほのぼの交流協力員や民生委員児童委員、町会福祉会（部）と連携したネットワーク等から把握した課題に対しては、能動的な課題解決の支援に努めます。

### （2）権利擁護事業の推進

2025年問題を間近に控え、高齢者増加のピークは認知症高齢者の増加も想定される中、本人の判断が求められる現代社会においては、権利擁護の仕組みは必要不可欠といえます。この権利擁護の考え方は、精神障がいや知的障がいを抱えた方々についても同様といえます。

平川市社協では、認知症高齢者や精神障がい者・知的障がい者等の権利を擁護するため、福祉サービスの利用援助や金銭管理を行う「日常生活自立支援事業」や判断能力が欠けたり、著しく低下した方々に対しては、「法人後見人」として支援しており、「成年後見サポートセンター」を開設し、権利擁護に関する支援を行っています。今後は、ますます需要の高まりが想定される権利擁護事業を推進するとともに、特殊詐欺への対応や予防を含めた各種セミナーを開催し、権利擁護に対する普及活動や住民

の協力体制の構築を図ります。

また、弘前圏域権利擁護支援事業（仮称）や市民後見人育成・活用推進協議会等の広域で推進する仕組みにも積極的に参加し、連携を図ります。

### （３）生活支援体制の充実

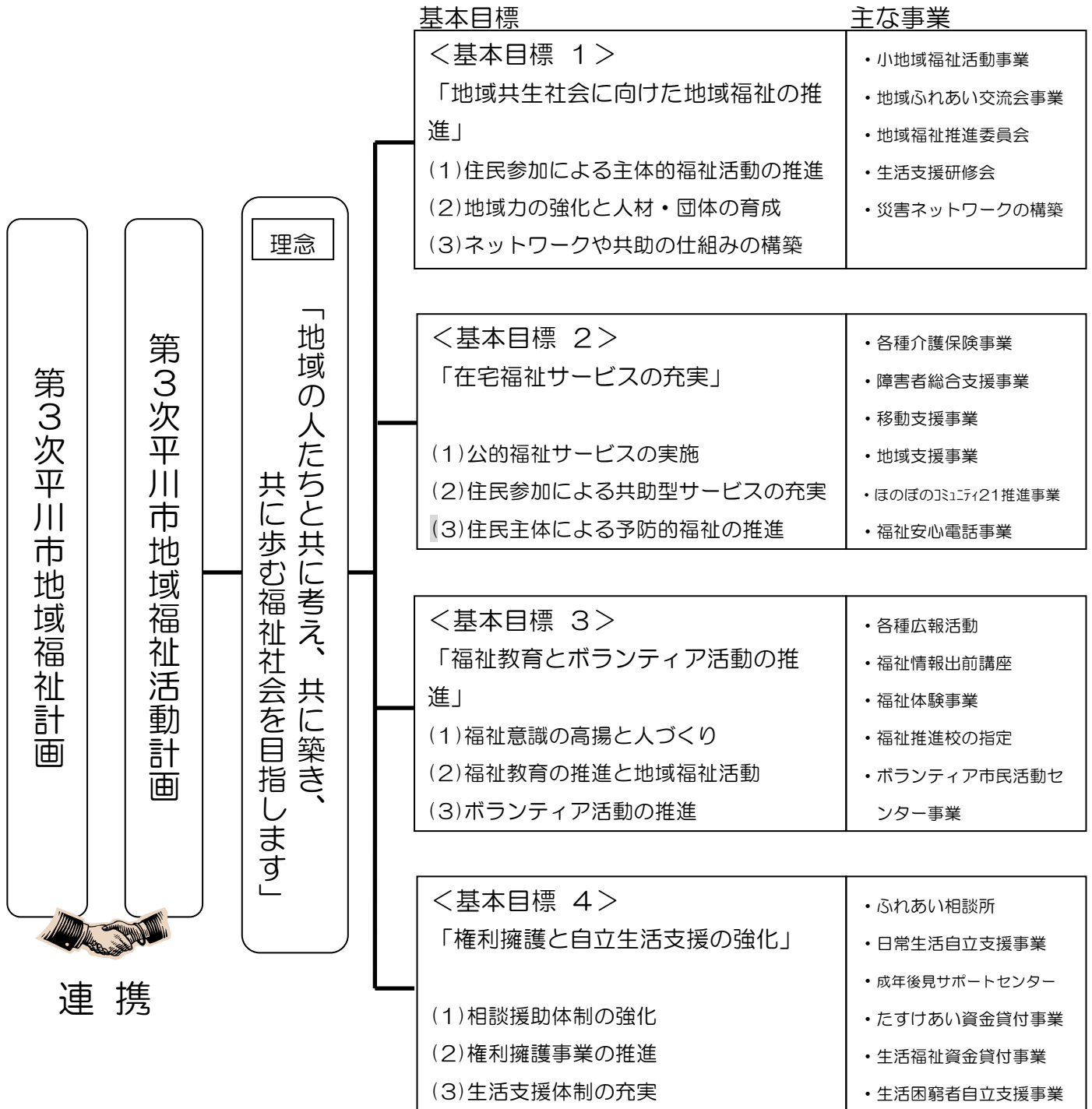
誰もが安心して地域において生活を営むためには、公助を活用した上での自助のほかに共助による住民相互の関わりや仕組みの構築が重要といえます。

平川市社協では、「生活福祉資金」の貸し付けや「権利擁護事業」、「介護保険事業」や「障害者総合支援事業」といった公的福祉サービスの実施による生活支援事業を継続するとともに、ほのぼの交流協力員や福祉安心電話協力員、民生委員児童委員、町会福祉会（部）といった地域住民の連携による地域住民のための共助活動を推進いたします。

また、生活困窮者自立支援法の施行に伴い配置された相談員を中心に、平川市福祉事務所と連携を図りながら平川市民の生活全般の相談を受け止め、伴走型の支援を実施します。

さらに、地域共生社会実現に向けた他機関の協働による包括的支援体制構築等の新たな動きに関しても、平川市と連携をして参ります。

### 3 計画の体系



## 第4章 実施計画

## ＜第4章 実施計画＞

### 1 地域共生社会に向けた地域福祉の推進

- (1) 住民参加による主体的福祉活動の推進
- (2) 地域力の強化と人材・団体の育成
- (3) ネットワークや共助の仕組みの構築

### 2 在宅福祉サービスの充実

- (1) 公的福祉（フォーマル）サービスの実施
- (2) 住民参加による共助型（イフォーマル）サービスの充実
  - (3) 住民主体による予防的福祉の推進

### 3 福祉教育とボランティア活動の推進

- (1) 福祉意識の高揚と人づくり
- (2) 福祉教育の推進と地域福祉活動
- (3) ボランティア活動の推進

### 4 権利擁護と自立生活支援の強化

- (1) 相談援助体制の強化
- (2) 権利擁護事業の推進
- (3) 生活支援体制の充実



## 1. 地域共生社会に向けた地域福祉の推進

実施計画 (推進項目)	事業項目 (事業名)	方向性	事業の具体的な実施内容・課題
(1) 住民参加による主体的福祉活動の推進	①小地域福祉活動事業	継続強化	町会や福祉会（部）を主体とし、それぞれの地域に合わせた福祉活動の推進を目的とします。必須項目と選択項目の組み合わせにより、町会毎の事業展開を図っていますが、ニーズに見合う新たな選択項目について検討し、発展に努めます。
	①-1 ふれあいホットサロン事業（選択事業）	継続	65歳以上の一人暮らし高齢者等を対象に町会・福祉会（部）が企画し、小地域での会食サービス事業を実施します。共生社会の実現に向けて、サービスの受け手側の役割についても検討します。
	①-2 小規模除排雪事業（選択事業）	継続	一人暮らし高齢者等を対象に道路除排雪後の雪の除去や生活路の除雪を町会・福祉会（部）の除雪ボランティアが安価で行う事業です。スノーバスターズ等のボランティアとも連携し、地域住民による冬期間の生活支援に努めます。
	②地域ふれあい交流会開催事業	継続	住民相互の交流保持と地域におけるネットワーク推進を図るため、町会単位で開催する児童から高齢者まで地域の誰もが参加できる交流会を支援します。地域住民が一堂に会する機会を介護予防等の他の活動に展開できるよう支援します。
	③町会福祉会・福祉部の設置促進・活動支援	継続	共助体制の中核となる町会や福祉会（部）と連携し、小地域福祉の推進を図るとともに、地域住民の主体的な取り組みにより地域課題が解決できるよう支援します。また、未設置の町会に関しては、設置促進を図ります。
(2) 地域力の強化と人材・団体の育成	①地域福祉推進委員会	継続検討	社会福祉事業の総合的な推進と地域住民の参加促進に関して各地域の意見を社協会長に具申する役割を果たします。ボトムアップ方式で地域ニーズに対する意見を具申するとともに、ニーズ解決や事業実施の主体としての在り方を検討します。
	②生活支援研修会	継続	住民の生活支援に関わる関係者が一堂に会し、講演や意見交換を通じて、自身のスキルアップを図ります。また、研修参加者を地域住民に対する情報発信源やリーダーとしての育成の機会とします。
	③福祉関係団体・各種社会資源との情報交換会の開催	新規	市内外の福祉関係団体や様々な社会資源と情報交換をすることにより、団体間の連携を図るとともに新たな取り組みの検討を行います。また、住民の生活ニーズ、地域ニーズへの支援体制のための地域福祉推進のプラットフォーム形成や構築を検討します。

協働機関	年次別5年計画					予定財源
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
市社協・町会 福祉会・福祉部 民生委員児童委員 ほのぼの交流協力員 地域住民	随時新規選択 事業検討・実施					自主財源 (社協会費) 共同募金配分金
町会・福祉会 福祉部・婦人会 民生委員児童委員 ほのぼの交流協力員 地域住民						自主財源 (社協会費) 共同募金配分金
市社協・町会 福祉部・福祉会 民生委員児童委員 除雪ボランティア 地域住民						自主財源 (社協会費) 共同募金配分金
市社協・町会 福祉部・福祉会 地域関係団体 地域住民		小地域へ統合 検討	小地域福祉活 動事業の選択 項目へ統合			自主財源 (社協会費) 共同募金配分金
市社協・町会 福祉部・福祉会 地域関係団体 地域住民						自主財源
市社協・町会長 民生委員児童委員 福祉関係団体 地域福祉推進委員			役割の検討	地域事業検討	地域事業実施	自主財源
市社協・町会長 民生委員児童委員 地域福祉推進委員会 各種生活支援協力員 福祉関係機関・団体						市受託金 県社協受託金 (生活福祉資金事務費) 自主財源
市社協 福祉関係機関・団体 社会福祉施設	情報交換会	協働事業検討				自主財源

## 1. 地域共生社会に向けた地域福祉の推進

実施計画 (推進項目)	事業項目 (事業名)	方向性	事業の具体的な実施内容・課題
(2) 地域力の強化 と人材・団体の 育成	④福祉団体・当事者団 体の支援	継続	市内の福祉団体や当事者団体の自立支援を図るとともに、円滑な活動が困難な団体に関しては、事務委託契約により事務・事業を支援します。また、社協事業においても連携を図り、地域福祉の推進に努めます。地区組織については、会員数や活動状況に応じて在り方を協議します。
(3) ネットワーク や共助の仕組 みの構築	①小地域ネットワーク の形成	継続	小地域において、ケースに順応したネットワークを形成します。また、それぞれのケースに応じた支援体制の確立や役割分担を行い、効果的な組織間の連携も図ります。
	②自主防災組織との連 携	新規	地域住民が防災に関する取り組みを必要としていることに対し、自主防災組織活動への参加が低調な状況であるため、必要とする自主防災組織と連携し、活動の活発化に努めます。併せて、ハザードマップの活用や要援護者台帳に基づくマップ作りの支援も行います。
	③災害ネットワークと 連絡体制の構築	継続	自主防災組織や市が行う防災訓練等を活用し、地域の生活支援関係者が災害時の役割を明確にし、連携を図る体制づくりを支援します。また、台風等の予想できる災害に対する自主避難の連絡体制を構築し、災害に対する不安の軽減に努めます。
	④共同募金配分事業	継続	共同募金の地域配分金を活用して、行われている一人暮らし高齢者会食サービス等の各種事業について、評価検証を行いながら実施します。新たな地域課題への対応や取り組みについて、平川市共同募金員会と連携し、配分金充当の有無を協議して対応します。

協働機関	年次別5年計画					予定財源
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
市社協 福祉関係機関・団体 当事者団体	→					事務委託料
		地区組織 統合検討			→	
市社協・町会 民生委員児童委員 ほのぼの交流協力員 地域関係団体 地域住民	→					自主財源
市社協・平川市 町会・地域関係団体 民生委員児童委員 ほのぼの交流協力員 自主防災組織・地域住民	→ 企画・検討	→ 周知・募集	→ 協議・実施			自主財源
市社協・平川市 町会・自主防災組織 民生委員児童委員 ほのぼの交流協力員 地域住民	→					自主財源
市社協・町会 平川市共同募金委員会 地域住民	→					共同募金配分金 参加費収入

## 2. 在宅福祉サービスの充実

実施計画 (推進項目)	事業項目 (事業名)	方向性	事業の具体的な実施内容・課題
(1) 公的福祉サービスの実施	①介護保険事業	継続	介護を必要とする高齢者等に対して、日常生活全般の状況及び要望を踏まえて、自立した在宅生活を支援するために訪問介護・通所介護・居宅介護支援事業を行うとともに制度外サービスも組み合わせた生活支援に努めます。
	②障害者福祉サービス事業（障害者総合支援法）	継続	障がいを抱えた方が、住み慣れた地域で自立した生活が営めるように特定相談支援事業により居宅介護サービスの利用計画を作成し、障がい者の在宅生活を支援します。また、制度外サービスも組み合わせた生活支援に努めます。
	③移動支援サービスの実施	継続	要介護者や障がい者等の公共交通機関の利用が困難な方を対象に、通院や外出支援を目的に福祉有償運送事業や障害者移動支援事業を実施します。
	④受託事業の効果的運営	継続 協議	指定管理者制度による管理運営を含め、各種受託事業について契約に基づき事業を行うとともに、市社協が行うインフォーマルサービスも活用し、より効果的な事業の実施に努めます。受託内容や方向性については都度、市と協議いたします。
(2) 住民参加による共助型サービスの充実	①ほのほの交流協力員事業	継続	一人暮らし高齢者等を対象に各地域のほのほの交流協力員が定期的に友愛訪問や見守り活動を行います。また、活動を通じて課題の早期発見や解決に向けての連絡調整や支援も行います。
	②福祉安心電話事業	継続	一人暮らし高齢者等を対象に福祉安心電話を設置し、急病や火災等の緊急対応を行います。また、近隣協力員による見守りも行います。また、利用者の年代層に合わせて、固定電話設置以外の利用体制についても市と協議いたします。
	③ふれあいいきいきサロン推進事業	継続	誰もが気軽に歩いて参加できる場所を拠点に、参加者が自ら企画し、運営する小地域(グループ)での楽しい集まりを支援します。生活支援体制整備事業で推進している通いの場への発展について協議し、地域で行う介護予防の推進を図ります。
	④子育て応援ネット事業 (広域事業 平川市・黒石市・藤崎町)	継続	地域の中で子育てをサポートする仕組みとして保育サポーターの養成を実施し、子育て家庭の支援体制の充実を図ります。また、広域実施によるステップアップ研修等によりサポーターの資質の向上に努めます。

協働機関	年次別5年計画					予定財源
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
市社協・平川市 国保連・介護職員 在宅介護支援センター 地域包括支援センター 介護保険施設等	第7期計画への対応		第8期計画への対応		第9期計画への対応	介護報酬 利用者負担金 市受託金
市社協・平川市 国保連 特定相談支援事業職員 障害者支援施設						障害者福祉サービス費 利用者負担金
市社協・平川市 訪問介護職員 特定相談支援事業職員						有償運送年会費 有償運送利用料 市受託金
市社協・平川市 地域関係団体 地域住民						市受託金
市社協・平川市 民生委員児童委員 福祉部・福祉会 ほのぼの交流協力員						市受託金 (国庫補助事業) 自主財源
市社協・平川市 民生委員児童委員 福祉安心電話協力員 在宅介護支援センター						市受託金 県社協助成金
市社協 ほのぼの交流協力員 老人クラブ 地域住民						自主財源 共同募金配分金
市社協・黒石市社協 藤崎町社協 保育サポーター 地域住民						自主財源 共同募金配分金

実施計画 (推進項目)	事業項目 (事業名)	方向性	事業の具体的な実施内容・課題
(3) 住民主体による 予防的福祉 の推進	①地域支援事業	継続	介護予防普及啓発事業、通所型サービス業務、家族介護者支援事業、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業により、要介護状態を予防するとともに要介護状態になっても地域で自立した生活を営むことができるように支援します。また、認知症施策推進大綱に基づく動向に注視し、市と連携を図ります。
	②生活支援体制整備事業	継続 強化	生活支援コーディネーターが中心となり、住民主体による生活支援や介護予防サービスの充実を図ります。これまでは、通いの場の設置を中心に事業展開されてきましたが、生活支援の取り組みについても推進を図ります。

協働機関	年次別5年計画					予定財源
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
市社協・平川市 在宅介護支援センター 地域包括支援センター 介護保険事業職員 地域住民						市受託金 介護保険料
		認知症施策への協力				
市社協・平川市 地域包括支援センター 在宅介護支援センター 生活支援コーディネーター 地域住民						市受託金



### 3. 福祉教育とボランティア活動の推進

実施計画 (推進項目)	事業項目 (事業名)	方向性	事業の具体的な実施内容・課題
(1) 福祉意識の高揚と人づくり	①長寿福祉大会	継続	長寿福祉大会を市と市老人クラブ連合会と共催で開催し、福祉発展に功績のあった方々や団体・企業の表彰を行います。また、長寿関係者のみならず誰もが参加できる福祉大会の在り方について検討します。
	②各種広報活動	継続	市社協機関紙「社協だより」の定期発行、ホームページの運用と更新、各種パンフレットの活用等により、市社協のPRと情報発信を行います。管理部署や委員会の役割を明確にし、市民に関心を持っていただけるよう創意工夫に努めます。
	③福祉情報出前講座の実施	継続 強化	町会や各種団体から申込みを受け付けて、職員の派遣または講師を斡旋し、福祉の広報活動として、出前方式の講座を実施します。利用実績等を勘案して既存のメニューの見直しを行うとともにニーズに合わせた新規メニューの追加を適宜行います。
	④権利擁護セミナーの開催	継続	住民に対しての日常生活自立支援事業や成年後見制度等の権利擁護に対する周知・啓発を図るために権利擁護セミナーを開催します。また、市民後見人へのフォローアップや活動支援の機会とします。
	⑤社会福祉士実習(大学生等)の受入れ	継続	実習受入マニュアルに基づき、実習指導者研修を修了した実習スーパーバイザー(社会福祉士)が中心となり、組織内の共通認識のもとに実習生を受け入れ、次世代の福祉を担う人材育成を支援します。
(2) 福祉教育の推進と地域福祉活動	①学校連絡会の開催	継続	市内の小・中学校・高等学校の担当教員と福祉教育やボランティア等の福祉に関する情報交換会を開催し、福祉ニーズの共有を図ります。また、ニーズに基づき、学校関係者と協働する事業の企画等について検討します。
	②福祉体験事業	継続	福祉施設利用者との交流や事業所見学、ボランティア体験等を通じて、参加者が主体的に様々なことを学びとれる機会を提供します。学生や学校、住民のニーズに合わせた体験プログラムを検討し、参加者の拡大に努めます。
	③ボランティア推進校の指定	継続	福祉教育の推進を図るため、市内小・中学校、高等学校全校を対象に推進校を募集し、福祉・ボランティア推進校の指定を行います。学校連絡会での共有情報や学校・学生ニーズに基づき、市社協との協働事業の検討や企画を推進します。

協働機関	年次別5年計画					予定財源
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
市社協・平川市 老人クラブ連合会 関係福祉団体	→					自主財源 共同募金配分金 老人クラブ事業費
市社協 行政委員 関係機関	→					自主財源 共同募金配分金
市社協 関係機関（講師依頼）	→					自主財源 共同募金配分金
市社協・平川市 各種職能団体 生活支援員・市民後見人 成年後見サポートセンター 地域住民	→					自主財源 共同募金配分金 後見報酬
市社協 実習指導者（社会福祉士） 養成校（大学） 実習生	→					自主財源 実習費
市社協 市内小学校 市内中学校 市内高等学校	→					自主財源
市社協・県社協 教育委員会 市内小・中学校 市内福祉施設 ボランティア	→					自主財源 県社協助成金 共同募金配分金 事業参加費
市社協 市内小学校 市内中学校 市内高等学校	→					自主財源 共同募金配分金

### 3. 福祉教育とボランティア活動の推進

実施計画 (推進項目)	事業項目 (事業名)	方向性	事業の具体的な実施内容・課題
(2) 福祉教育の推進と地域福祉活動	④愛の輪レクリエーション事業	継続	市内の障がい者・児、その家族、ボランティア、関係者等を対象にレクリエーションを通じて交流と親睦、融和を図ります。単発的な事業のみならず参加者同士のネットワーク形成や障がい児・者の日常的な社会参加や自立生活支援等の発展に努めます。
(3) ボランティア活動の推進	①ボランティア・市民活動センターの設置・運営	継続	誰もが、自身の力や経験を活用しながら自主的に参加できるボランティア環境の整備を行うとともに、情報の提供や各種相談、人材育成を通して、ボランティア個人や福祉団体への支援を図ります。マッチングまでのシステムを構築します。
	②ボランティア関係団体との連携	継続	ボランティア連絡協議会をはじめとする市内のボランティア団体・企業と連携し、屋根の雪下ろし事業やクリーン作戦、電気保安、家屋修繕等を行います。
	③各種ボランティア講座の開催	継続	市民のボランティアに関する意識の啓発と醸成、災害ボランティアコーディネーターの養成、生活支援ボランティアの養成、平川市認定ヘルパーの養成、情報の提供を目的に各種ボランティアに関する講座を開催します。併せて、ボランティア及びボランティア活動団体の育成と支援を図ります。
	④ボランティアポイント事業の実施	新規	ボランティアポイント事業は、高齢者が介護支援ボランティアとして生きがいの醸成と介護予防を図ることを目的としており、ポイントを付与することで住民がボランティアに取り組みやすい環境を整備します。受け入れ先の開拓とボランティアメニューの増加に努めます。

協働機関	年次別5年計画					予定財源
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
市社協・県社協 障がい当事者・家族 障害者支援施設 ボランティア 地域住民	→					自主財源 県社協助成金 共同募金配分金 事業参加費
市社協・平川市 ボランティア・団体 受入福祉施設・企業 ボラセン推進委員会	→					自主財源 共同募金配分金
市社協 ボランティア団体 市内企業	→					自主財源
市社協 ボランティア ボランティア団体 地域住民	→					自主財源 市受託金
市社協・平川市 自主防災組織 災害ボランティアセンター 災害ボランティア 地域住民	→					自主財源

#### 4. 権利擁護と自立生活支援の強化

実施計画 (推進項目)	事業項目 (事業名)	方向性	事業の具体的な実施内容・課題
(1) 相談援助体制の強化	①特別相談所の開設	継続	専門的知識を有する司法書士等を相談員とする特別相談所を開設して、法律的な事案に対応した相談体制を整備します。広域法律相談所とも連携し、相談内容に応じた適切な相談窓口での対応を図ります。
	②広域法律相談所の開設	継続	平川市社協と藤崎町・大鰐町・田舎館村・西目屋村の各社協と持ち回りにより、弁護士による専門的な法律相談所を開設して、市民の抱える法的な問題の解決を支援します。
	③生活総合相談の実施	継続	社会福祉士やコミュニティソーシャルワーカー、在介職員等が電話や来所、訪問の形態を問わず、随時、市民の生活課題等の相談に対応し、課題解決の支援に努めます。また、地域課題の提起や共有化について発信し、課題解決の仕組み作りに努めます。 生活困窮者自立相談支援窓口とも連携を図ります。
	④市及び専門機関との連携・協力	継続	あらゆる相談内容に対応し、解決に向けた支援をするため、他の社会資源と有機的に連携します。また、必要に応じ、適切な専門機関へ個人情報保護に留意したうえで、紹介や情報提供を行い最善の解決方法を模索します。
(2) 権利擁護事業の推進	①日常生活自立支援事業の実施	継続	認知症高齢者や障がいのある方が、地域で安心して生活を送れるよう、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、それに伴う日常的な金銭管理を行います。また、関係機関との連携を図るとともに程度に合わせて成年後見への移行も適切に行います。
	②成年後見サポートセンター事業	継続	障がいや高齢により、判断能力が著しく低下した方々が、社会生活において様々な法律行為を必要とする場合に、相談から成年後見人の受任まで総合的な支援を行います。また、制度の周知や啓発を図るとともに、弘前圏域の広域連携機関とも連携を図ります。
	③法人後見の受任	継続	親族や専門職による適切な後見人が得られない場合や課題が複雑化し、個人後見の受任が困難な場合に市社協が法人として後見を受任し、被後見人等の権利擁護と利益保護を行います。また、弘前圏域広域連携機関で養成する市民後見人の配置や後見支援員として活躍の場を提供します。
(3) 生活支援体制の充実	①たすけあい資金貸付事業	継続	一時的に生活資金に困難が生じた住民に対して生活資金を貸し付け、世帯更生に向けた生活支援と自立援助を行います。県社協が行うしあわせネットワークやフードバンク等の現物給付事業とも連携し、負担の軽減を図ります。

協働機関	年次別5年計画					予定財源
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
市社協 特別相談員 ふれあい相談員 司法書士会	→					自主財源
市社協・弁護士 広域社協（藤崎町・ 大鰐町・田舎館村・ 西目屋村・板柳町）	→					自主財源 （各開催社協負担）
市社協 福祉事務所 在宅介護支援センター 地域住民	→					自主財源 市受託金
市社協・平川市 各種社会資源 各種相談窓口 関係機関	→					自主財源
市社協・県社協 協力社協（黒石市・藤崎 町・大鰐町・田舎館村） 生活支援員 地域包括支援センター	→					県社協受託金 自主財源 利用料収入
市社協・平川市 家庭裁判所 地域包括支援センター 地域住民 弘前圏域広域連携機関	→					自主財源 共同募金配分金 後見報酬
市社協 市民後見人 関係機関 地域住民 弘前圏域広域連携機関	→					自主財源 後見報酬
市社協 民生委員児童委員 福祉事務所 生活困窮相談員 しあわせネットワーク フードバンク	→					自主財源

#### 4. 権利擁護と自立生活支援の強化

実施計画 (推進項目)	事業項目 (事業名)	方向性	事業の具体的な実施内容・課題
(3) 生活支援体制 の充実	②生活福祉資金貸付事業	継続	総合支援資金・福祉資金・教育支援資金等の貸し付けによる対象世帯の自立更生を図るとともに民生委員の指導援助と併せ、生活意欲の助長促進と生活の安定を目的に生活支援をします。また、必要に応じて生活困窮者自立支援と連携します。
	③障害者通園（所）助成費事業	継続	心身障がい者が冬期間、市外の障害者支援施設に通う際の交通費の一部を助成することで生活の支援を行うとともに公共交通機関を利用することで自立支援を図ります。
	④生活困窮者自立支援事業	継続	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれがある方々に対して、相談窓口を通じて、生活困窮状態からの自立支援に努めます。また、関係機関とのネットワーク形成により、生活困窮者の情報収集を行うとともに、アウトリーチ（訪問型相談）による積極的な課題発見に努めます。
	⑤青森しあわせネットワークへの参画	新規	青森県社協が実施する県内の社会福祉法人が連携し、支援が必要な人の早期把握と制度の狭間のニーズや生活課題の具体的な解決を図るためのしあわせネットワークに参画し、住民の生活支援を図ります。
	⑥フードバンク事業の実施及び活用	新規	青森県社協や各種企業、NPO法人等が実施するフードバンク事業やフードドライブ事業の食料品や日用品並びに市民より寄せられた米や缶詰等を活用し、生活に窮する世帯の食料支援を行います。食料品に関しては安全に配慮するとともに、自立を阻害しない支援に努めます。

協働機関	年次別5年計画					予定財源
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
市社協 青森県社協 民生委員児童委員 生活困窮相談員	→					県社協貸付原資 県社協受託金
市社協 障害者支援施設	→					共同募金配分金
市社協・平川市 福祉事務所 各種貸付事業 企業・施設・団体	→					自主財源 市受託金
市社協 青森県社協 福祉施設	→					県社協事業費
市社協・平川市 青森県社協・企業 団体・NPO法人	→					自主財源 現物食料品 現物日用品



## 第5章 計画の進行管理と評価・修正

## ＜第5章 計画の進行管理と評価・修正＞

### 1 計画の推進

平川市社協が策定する「平川市地域福祉活動計画」の推進にあたっては、平川市が策定した「平川市地域福祉計画」との整合性を図りながら連携し、各事業を推進していく必要があります。

本計画中の各事業を推進するにあたって、根底にあるのが「地域の人たちと共に考え、共に築き、共に歩む福祉社会を目指します」という計画の基本理念であり、この理念は平川市社協の基本理念でもあります。平川市社協では、この基本理念に基づき、平川市民、町会、町会福祉会（部）、民生委員児童委員、各種関係団体、ボランティア、NPO、行政等と協働しながら住民主体の福祉活動を推進し、福祉コミュニティの形成と地域における福祉の仕組みを構築することにより、本計画の推進を図ります。

#### （1）市民に期待されること

地域福祉を推進していくためには、社会福祉法第4条にも記載されているとおり、地域住民の参画が求められ、地域で暮らす住民が主役といえます。住民一人ひとりが抱える生活課題は、個人だけの問題ではありません。個人の問題に関して解決できる仕組みを構築することは、同じような問題を抱えた方へも対応できることとなります。

こうした問題を解決できる仕組みのきっかけが、隣近所の支え合い・助けあい活動や見守り活動、声掛け活動といった個人でも取り組める活動であり、ここからネットワーク活動や防災・減災体制の整備、小地域福祉活動といった地域での共助体制につながっていくことが期待されます。

そのためには、各種研修会や勉強会、自治会行事や会合、ボランティア活動等に積極的に参加し福祉の意識を高めることが望まれます。

#### （地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の課題を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

＜社会福祉法より抜粋＞

## (2) 地域に期待される役割

町会ごとに、福社会（部）の設置や平川市社協が行う助成金の活用によって、それぞれの地域に合わせた小地域福祉活動が展開されて参りました。町会において地域福祉向上に取り組むことは、町会を構成する住民の生活の安心や住みやすさにつながりますので、住民にとって最も身近な組織であることの利点を生かし、多くの住民が地域福祉に参画できるきっかけとしての町会活動が期待されます。

そのために、各種行政サービスや小地域福祉活動助成金や福祉情報出前講座、地域課題等に関する相談や支援といった社会資源を活用しながら、一層の連携強化が望まれます。

## (3) 平川市の役割

地域福祉の推進にあたり、地方自治法第1条の2にも記載されているとおり、平川市は住民の福祉増進を基本とした福祉施策を総合的に実施しなければなりません。福祉施策は、高齢、障がい等の各分野により策定された計画に基づいて実施されていますが、横断的な視点により「平川市地域福祉計画」が策定されており、住民の参画を促し、地域福祉を推進する関係機関や団体と連携を図りながらお互いが共に支え合う地域づくりに取り組んでおります。

そのために、住民に対して地域福祉活動へ参画するための機会提供の充実や情報提供、関係機関との連携・協力体制の強化・ネットワークの構築などが求められます。

(地方自治法第1条の2)

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

<地方自治法より抜粋>

## (4) 平川市社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として本計画を円滑に実行していきます。地域福祉の推進に関しては、社協が事業を企画して地域において推進をお願いするのではなく、本計画や平川市社協の基本理念にも明記したとおり、住民や町会、町会福社会（部）、民生委員児童委員、各種関係団体、ボランティア、NPOといった地域の方々と「共に」考え、築き、歩むといった伴走型の支援により推進を図ります。

同様に生活課題や地域課題に関しても、平川市社協が解決するのではなく、解決のための「仕組みづくり」を支援し、地域の財産として共助の体制が継続していけるよう協働して参ります。

## 2 計画の進行管理

本計画は、平川市社協が地域福祉の推進を図るための具体的な計画として策定した5年間の年次別実施計画です。

しかし、住民の生活課題や地域課題の変化、福祉制度の変化や確立といったことから不確実な要素を多分に含んでいます。

よって、本計画を単なる計画とすることなく、進捗状況を管理するとともに、各事業等を評価することによって、見直しや修正を行う等の柔軟性が必要です。

そこで、平川市社協職員の意見を踏まえて地域福祉課において、本計画の進行管理を行います。

## 3 計画の評価・修正

本計画が地域福祉を推進する上での具体的な計画として機能するためには、住民の生活課題や地域課題の変化、福祉制度の変化といった地域情勢や社会情勢に合わせた形での修正が必要となります。

平川市社協では、毎年当該年度の事業計画を策定しており、事業計画に基づき地域福祉の推進を図っております。事業計画の策定時には、新たな事業や関連する行政施策も反映させておりますので、本計画中の実施計画に記載した事業についても年度に照らし合わせた進捗や取り組み状況の評価を行い、必要に応じた計画の修正や見直しを図ります。

# 資 料

- 平川市の地域福祉を取り巻く現状
- 平川市民アンケート調査集計結果
- 平川市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱
- 平川市地域福祉活動計画策定委員会名簿
- 平川市地域福祉活動計画作業部会名簿
- 平川市地域福祉活動計画策定の経過
- 平川市地域福祉活動計画（案）について（答申）

## 資料編

### <平川市の地域福祉を取り巻く現状>

#### 人口の構造等

##### (1) 人口の推移

平川市の人口は、減少傾向にあり、平成 27 年から平成 31 年で 1,364 人減少しています。年齢 3 区分人口では、14 歳以下の年少人口、15～64 歳の生産年齢人口が減少傾向にあり、65 歳以上の高齢者人口は増加傾向が続いています。

また、年齢 3 区分人口構成も同様に 14 歳以下の年少人口割合、15～64 歳の生産年齢人口割合は減少し、65 歳以上の高齢者人口割合（高齢化率）は増加傾向で推移しています。平成 31 年 3 月 31 日時点では、年少人口割合 10.9%、生産年齢人口割合 55.6%、高齢者人口割合 33.5%となっており、年齢構成が高齢化している様子がうかがえます。

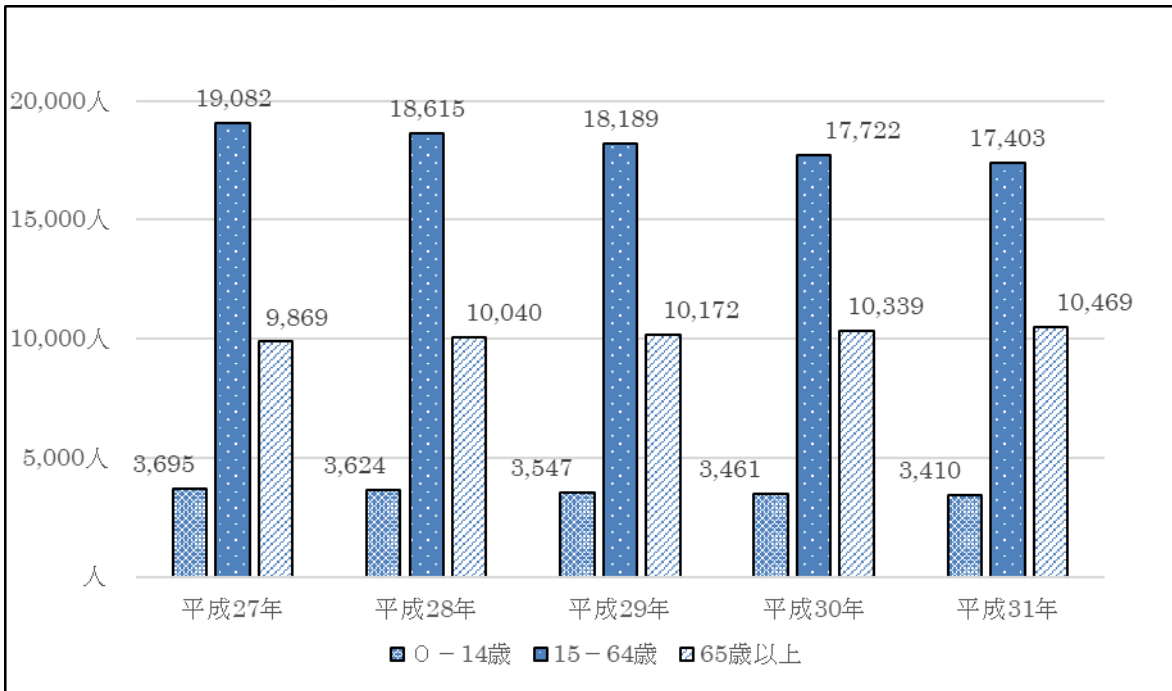
##### ■人口の推移

(単位：人)

区 分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
総人口	32,646	32,279	31,908	31,522	31,282
0-14 歳	3,695	3,624	3,547	3,461	3,410
15-64 歳	19,082	18,615	18,189	17,722	17,403
65 歳以上	9,869	10,040	10,172	10,339	10,469

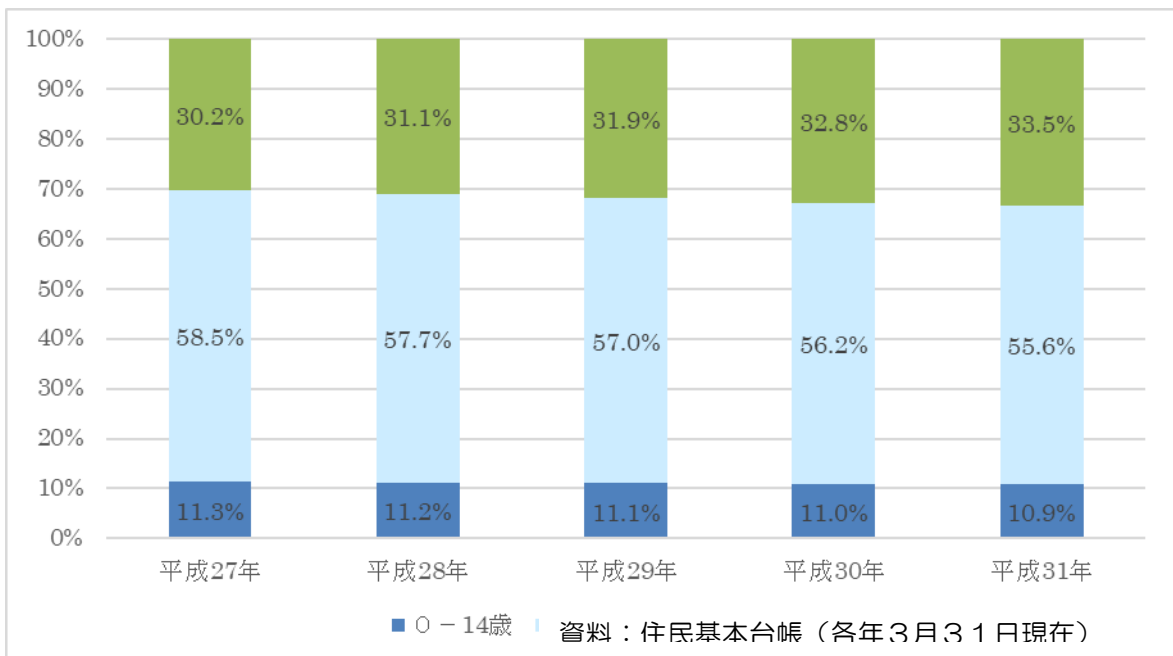
資料：住民基本台帳（各年 3 月 31 日現在）

### ■年齢三区分別人口推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

### ■年齢三区分別人口比率の推移

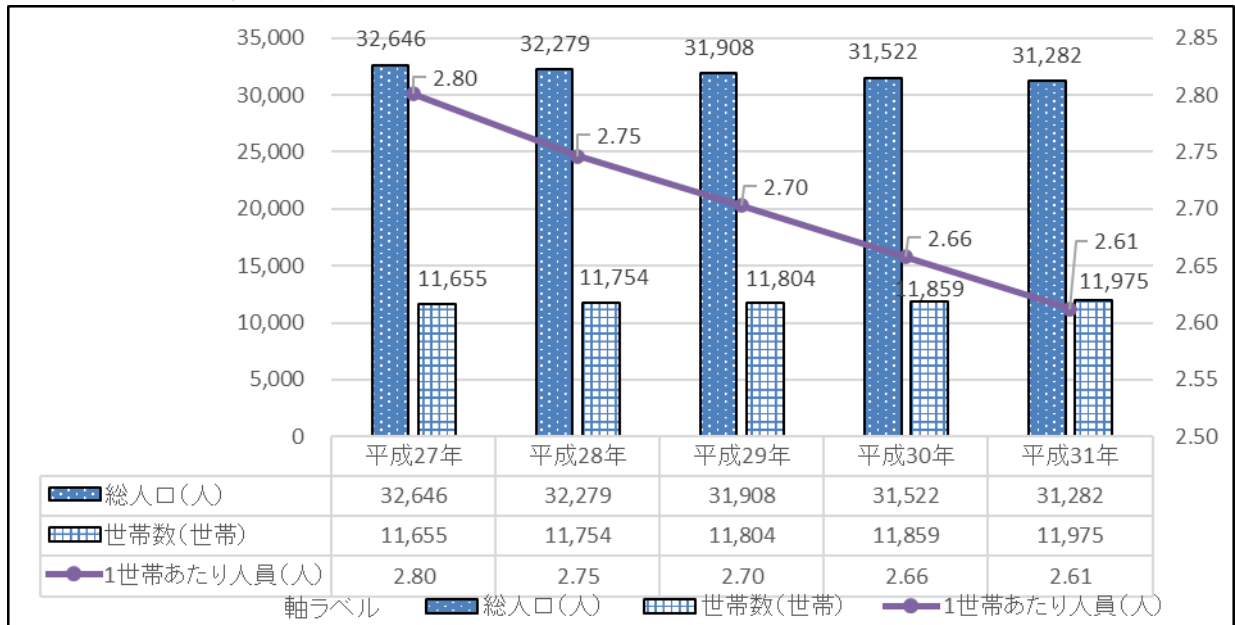


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

## (2) 世帯の推移

世帯数は増加傾向で推移していますが、人口は減少傾向となっています。平成31年には11,975世帯となっています。1世帯あたりの人員も減少傾向で推移し、平成31年には2.61人となっています。

### ■ 総人口と世帯の推移

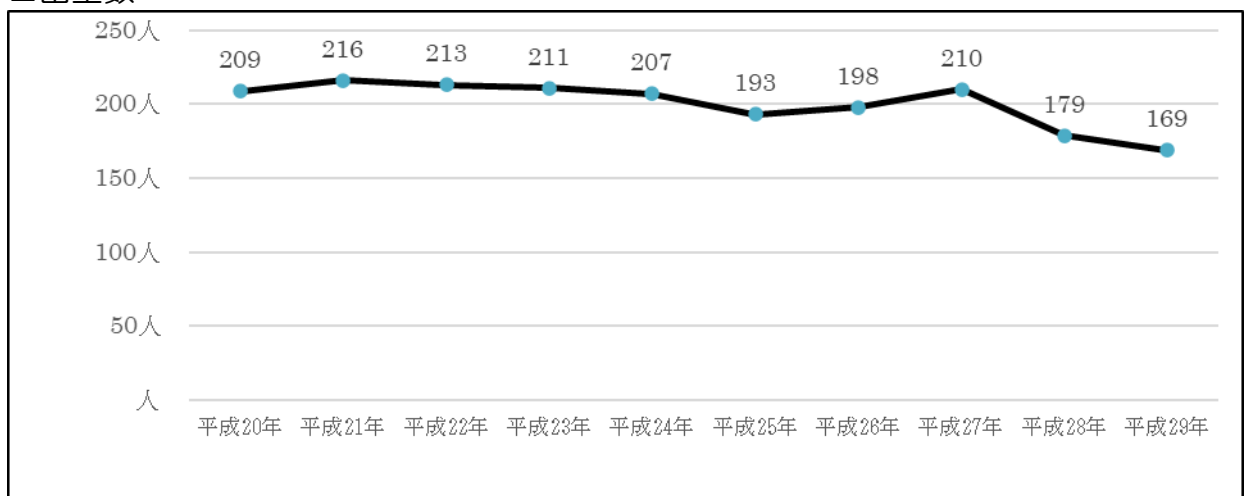


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

## (3) 出生数

本市の出生数は、平成25年に減少した影響で、平成26年、27年に一時的に増加したものの、平成28年以降、再び減少傾向に転じています。

### ■ 出生数



資料：人口動態統計



#### (4) 障がい者数

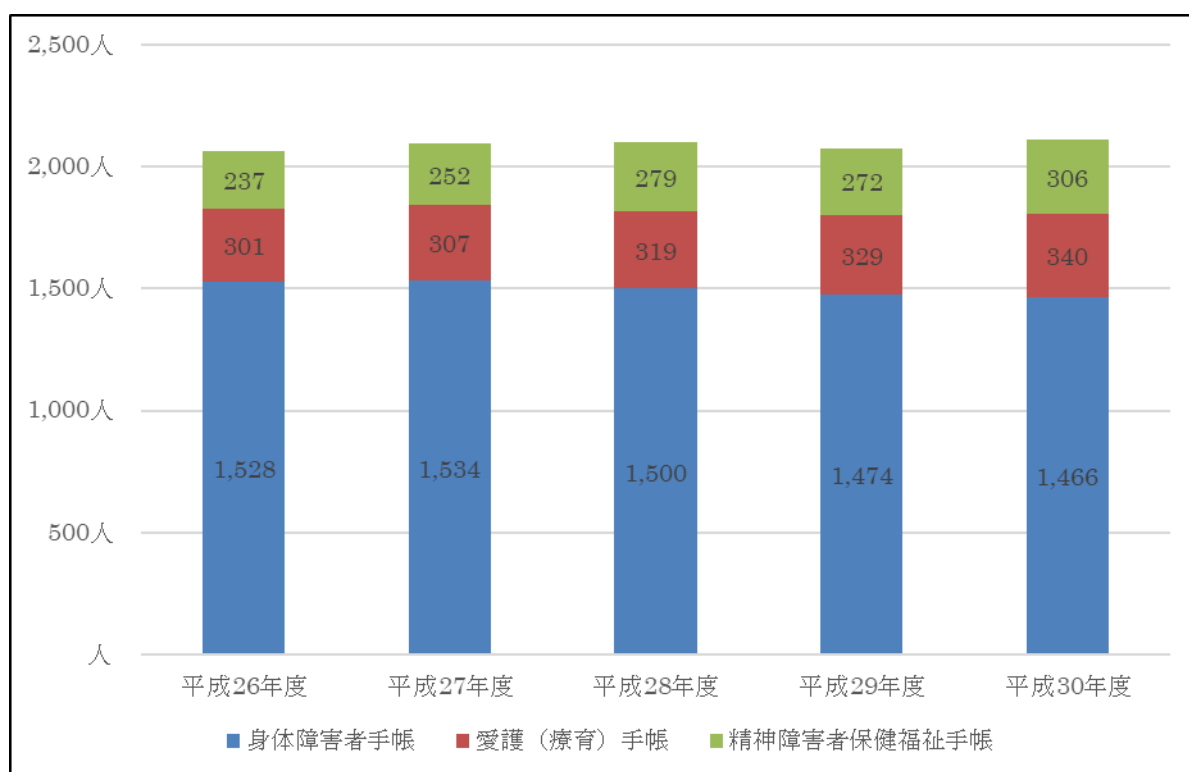
障害者手帳所持者をみると、横ばいの傾向で推移し、平成 30 年度では、2,112 人となっています。

障がい別では、精神障害者保健福祉手帳所持者と愛護手帳所持者は増加傾向で推移していますが、身体障害者手帳所持者は減少傾向で推移しています。

#### ■障害者手帳所持者数

(単位：人)

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
身体障害者手帳	1,528	1,534	1,500	1,474	1,466
愛護(療育)手帳	301	307	319	329	340
精神障害者保健福祉手帳	237	252	279	272	306
合 計	2,066	2,093	2,098	2,075	2,112



資料：平川市福祉課（各年度3月31日現在）

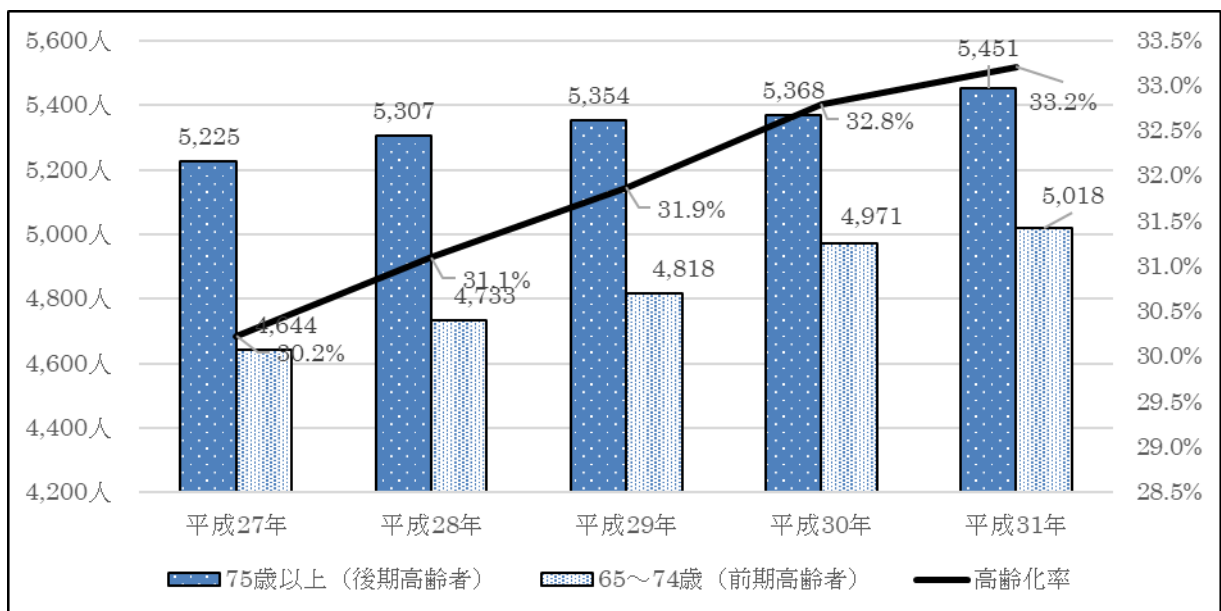
## (5) 高齢者の推移

高齢者の推移をみると、高齢者数全体は増加傾向にあります。この5年で「65歳～74歳（前期高齢者）」人口は374人、「75歳以上（後期高齢者）」人口は226人増加しています。2025年には団塊の世代が後期高齢者となることが見込まれていることから、今後、後期高齢者人口がさらに増加することが予想されます。

### ■高齢者の推移

(単位：人・%)

区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
75歳以上(後期高齢者)	5,225	5,307	5,354	5,368	5,451
65～74歳(前期高齢者)	4,644	4,733	4,818	4,971	5,018
高齢化率	30.2%	31.1%	31.9%	32.8%	33.2%



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

### ■高齢者のいる世帯数の推移

(単位：世帯、%)

区 分	平成17年	平成22年	平成27年
高齢者単独世帯数	738	822	1,009
(一般世帯比)	7.3%	8.2%	10.0%
高齢者夫婦世帯数	777	834	958
(一般世帯比)	7.7%	8.3%	9.5%

資料：国勢調査

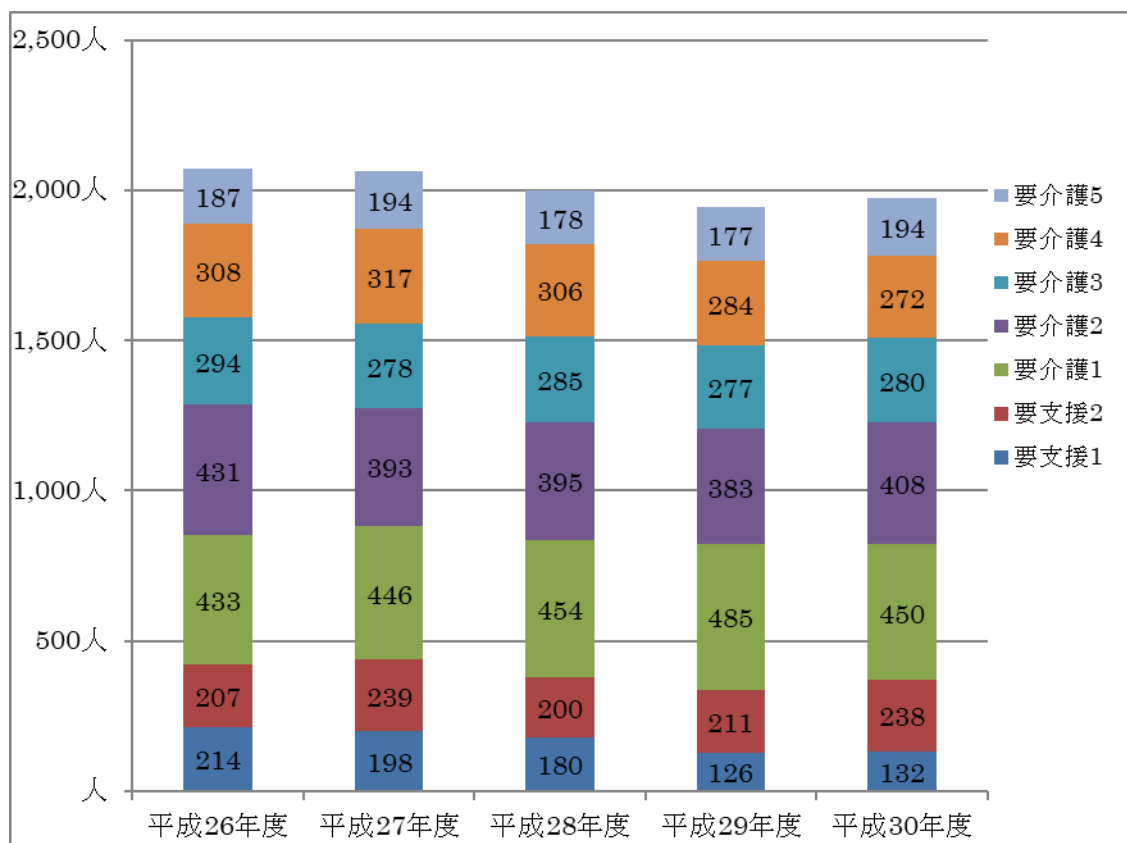
## (6) 要介護等認定者の推移

要介護等認定者数の推移をみると平成27年までは横ばい傾向で推移していましたが、平成28年からは減少傾向に転じました。平成30年度末で1,974人となっています。

### ■要介護等認定者の推移

(単位：人)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
要支援1	214	198	180	126	132
要支援2	207	239	200	211	238
要介護1	433	446	454	485	450
要介護2	431	393	395	383	408
要介護3	294	278	285	277	280
要介護4	308	317	306	284	272
要介護5	187	194	178	177	194
合 計	2,074	2,065	1,998	1,943	1,974



資料：介護保険事業状況報告（各年度3月31日現在）

## (7) 生活保護の状況

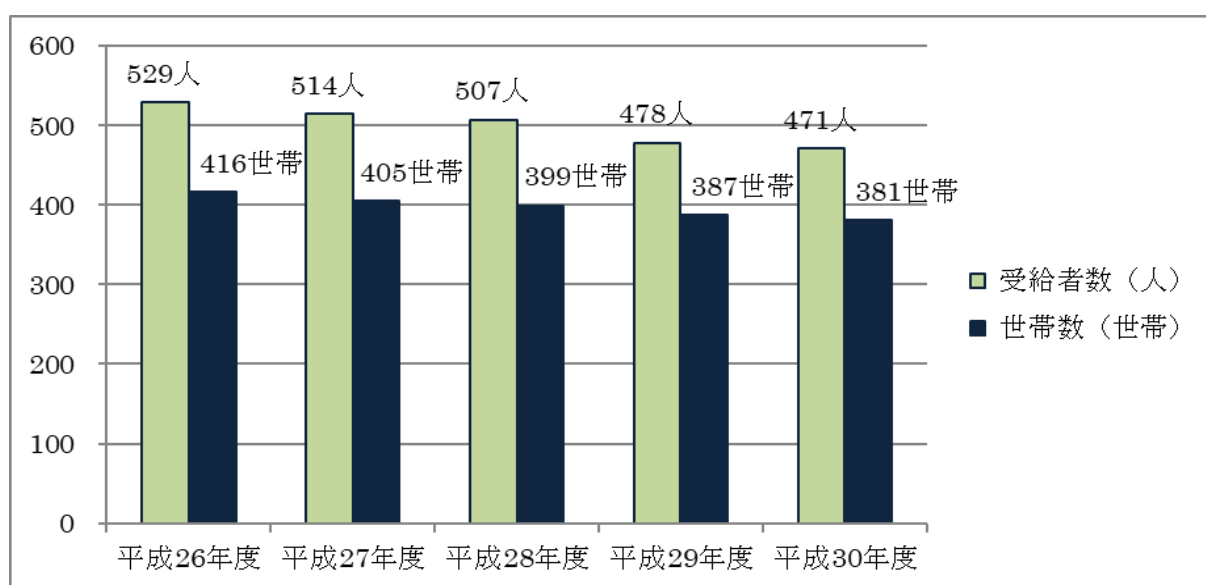
生活保護の状況は、被保護世帯は減少傾向で推移し、平成 30 年度では 381 世帯となっています。

また、被保護人員も同様に減少し、平成 30 年度では 471 人となっています。

### ■生活保護世帯数等

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受給者数(人)	529	514	507	478	471
世帯数(世帯)	416	405	399	387	381
保護率(%)	16.17	15.95	15.91	15.18	15.14

資料：福祉行政報告



資料：福祉課（各年度平均）

## <平川市民アンケート調査集計結果>

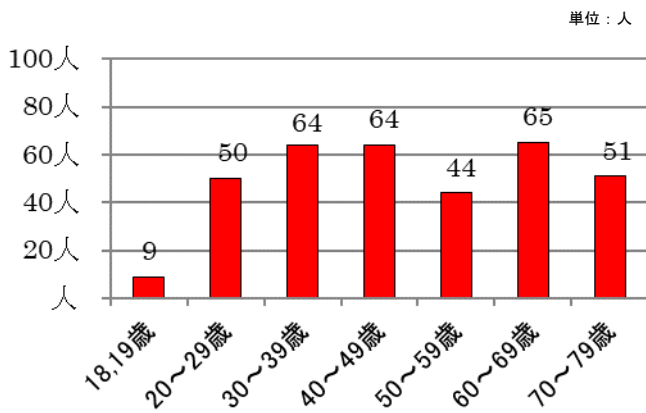
### アンケート調査の実施概要

地域福祉に関する課題やニーズを把握するため、市民を対象に「平川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査」を実施しました。

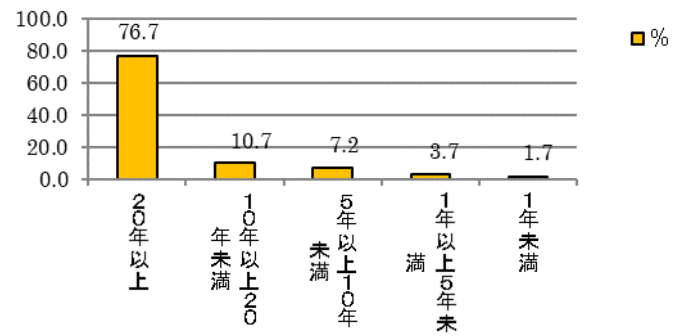
調査種別	平川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査
調査対象者	18歳以上の市民
配布数	1,000枚
回収数	347枚（34.7%）
抽出方法	無作為抽出
調査方法	郵送
調査時期	平成30年7月～8月

# 調査結果（抜粋）

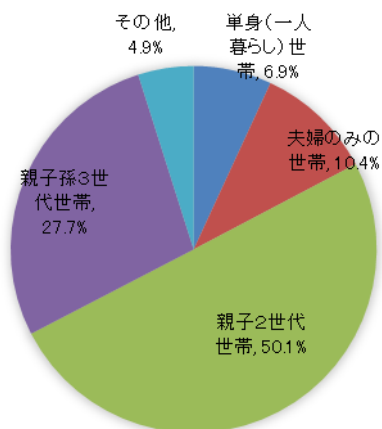
○年代



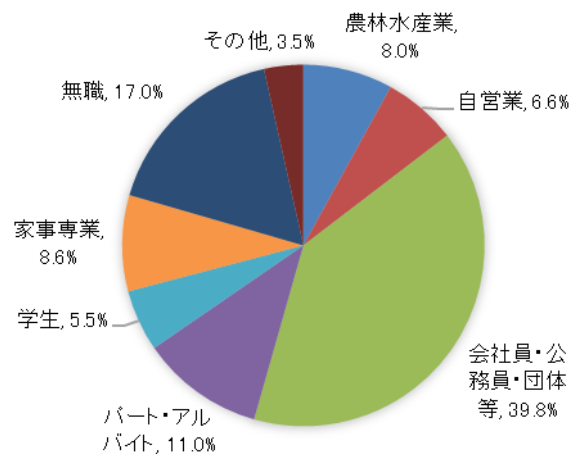
○住んでいる年数



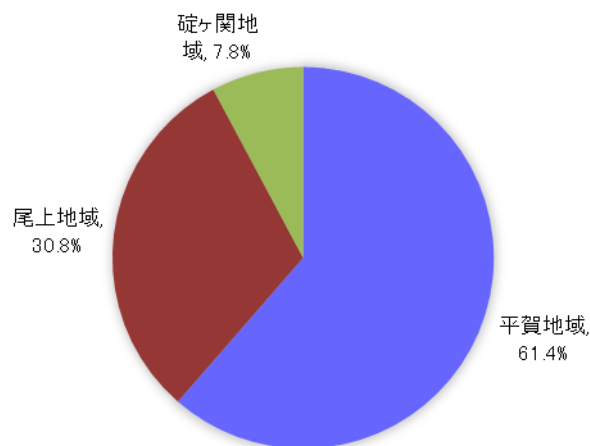
○家族構成



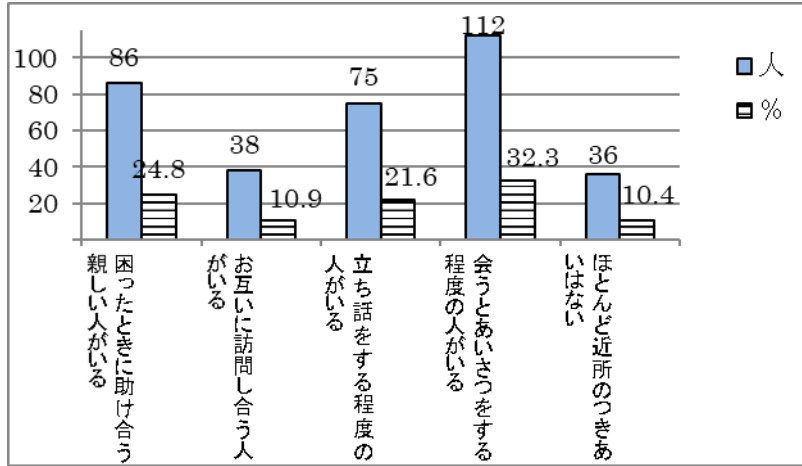
○職業



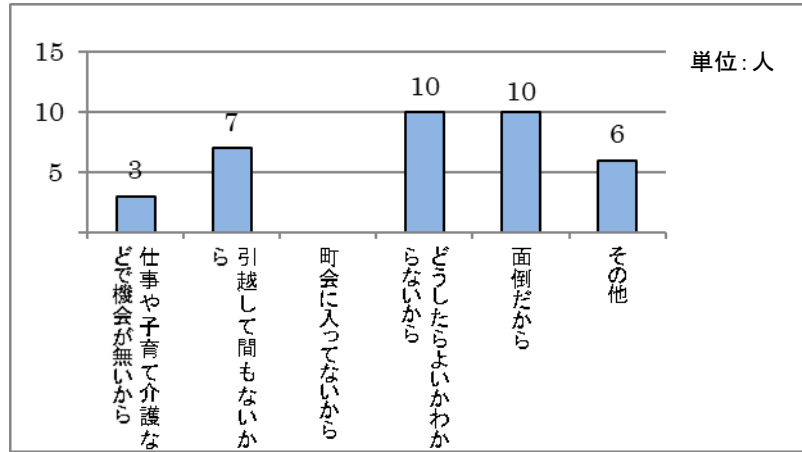
住んでいる地域



○近所の人との交流や付き合いで近いもの

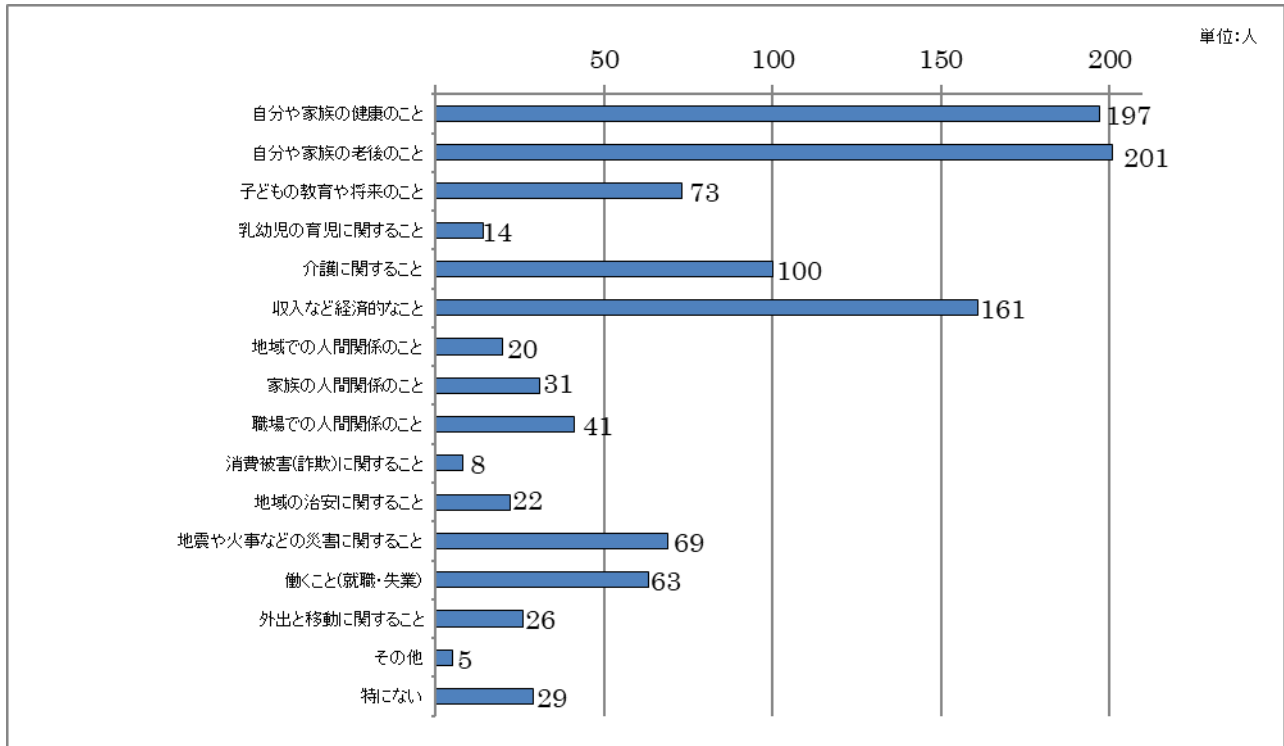


○「ほとんど近所のつきあいはない」理由



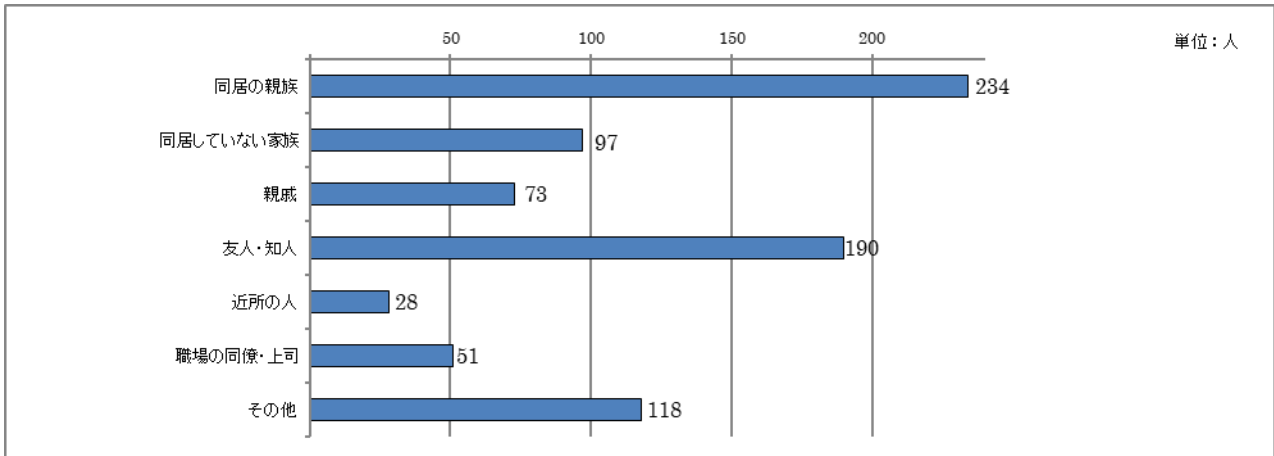
○日常生活で不安に思っていること

※複数回答

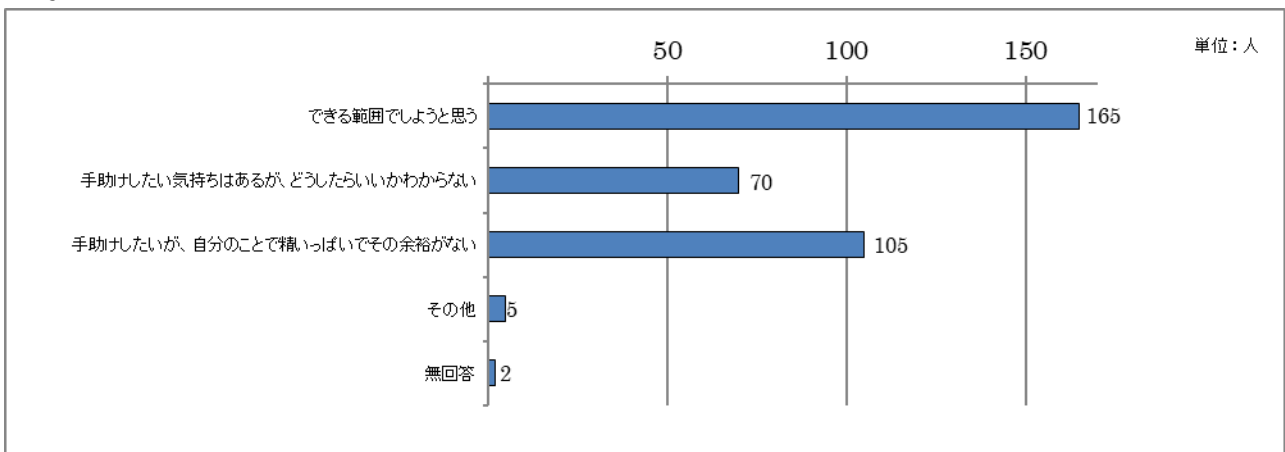


○日常生活の不安や悩みの相談先

※複数回答

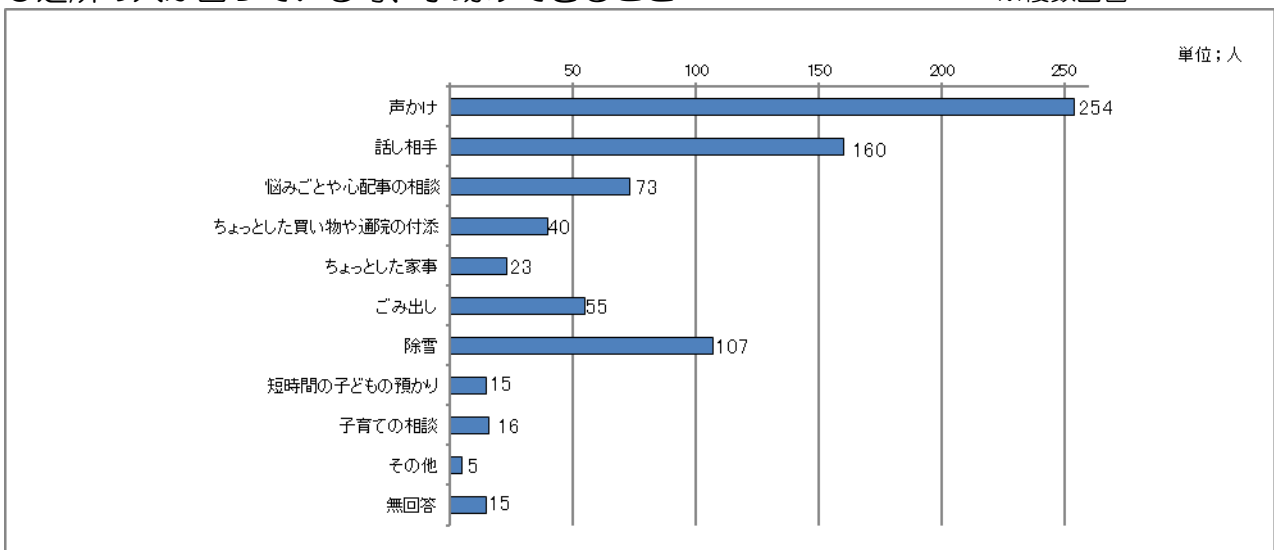


○近所の高齢者や障がいのある人、子育てしている人が困っていたら手助けしようと思うか



○近所の人困っている時、手助けできること

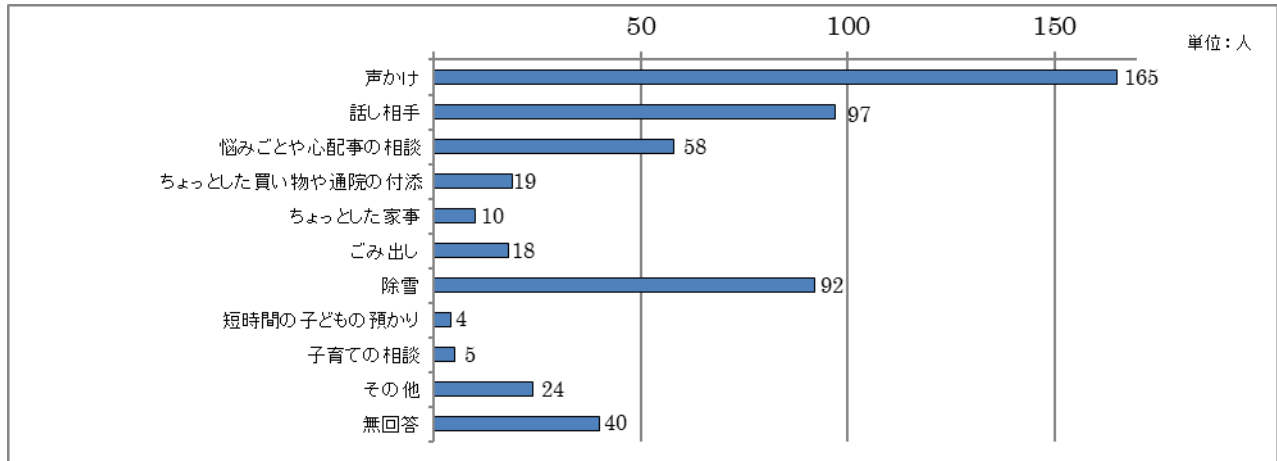
※複数回答





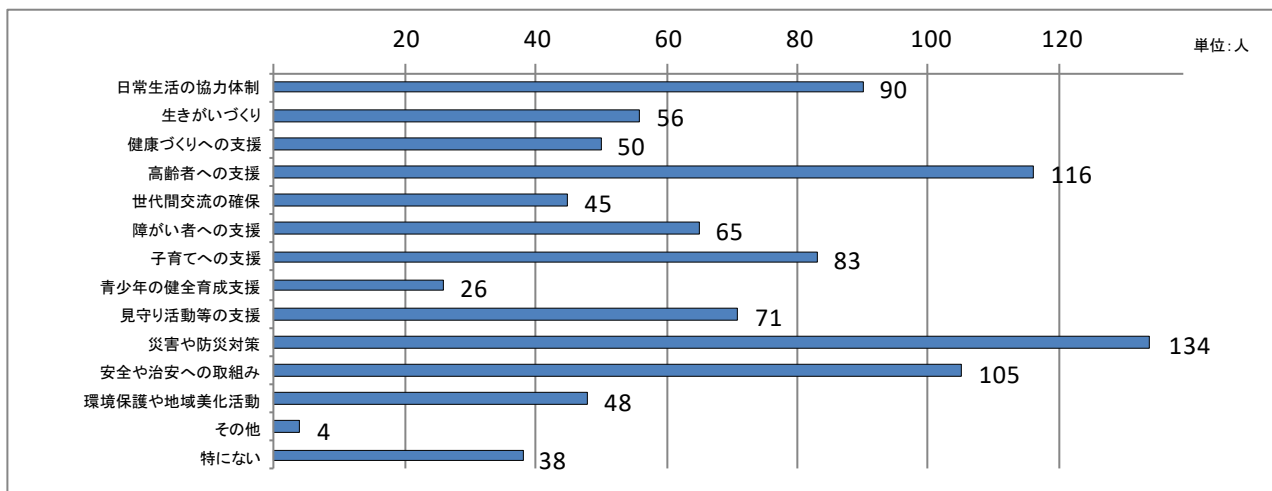
○自分が困っている時、近所の人に手助けしてもらいたいこと

※複数回答



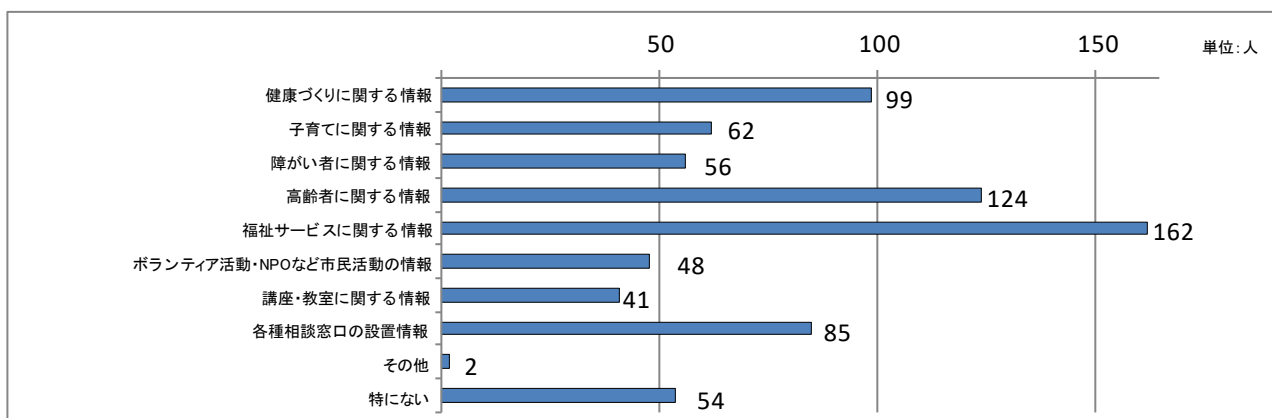
○「地域」の役割や地域間の関係に期待すること

※複数回答



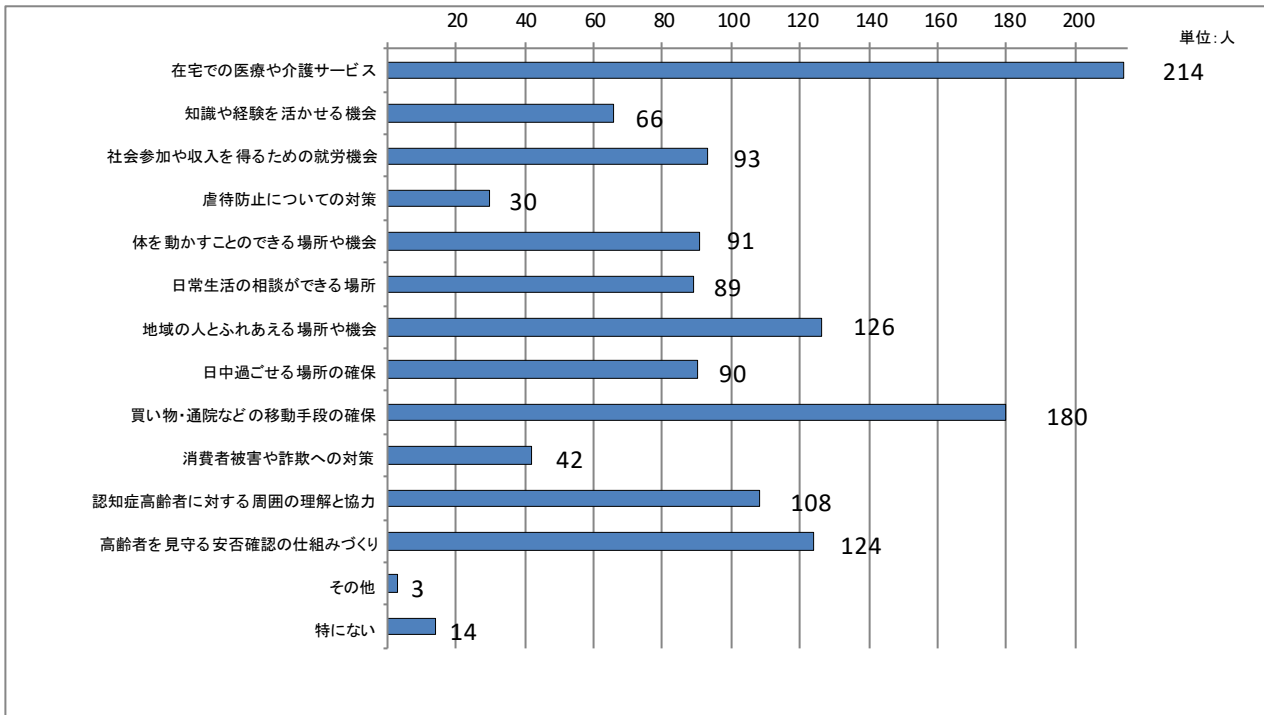
○福祉について知りたい情報

※複数回答



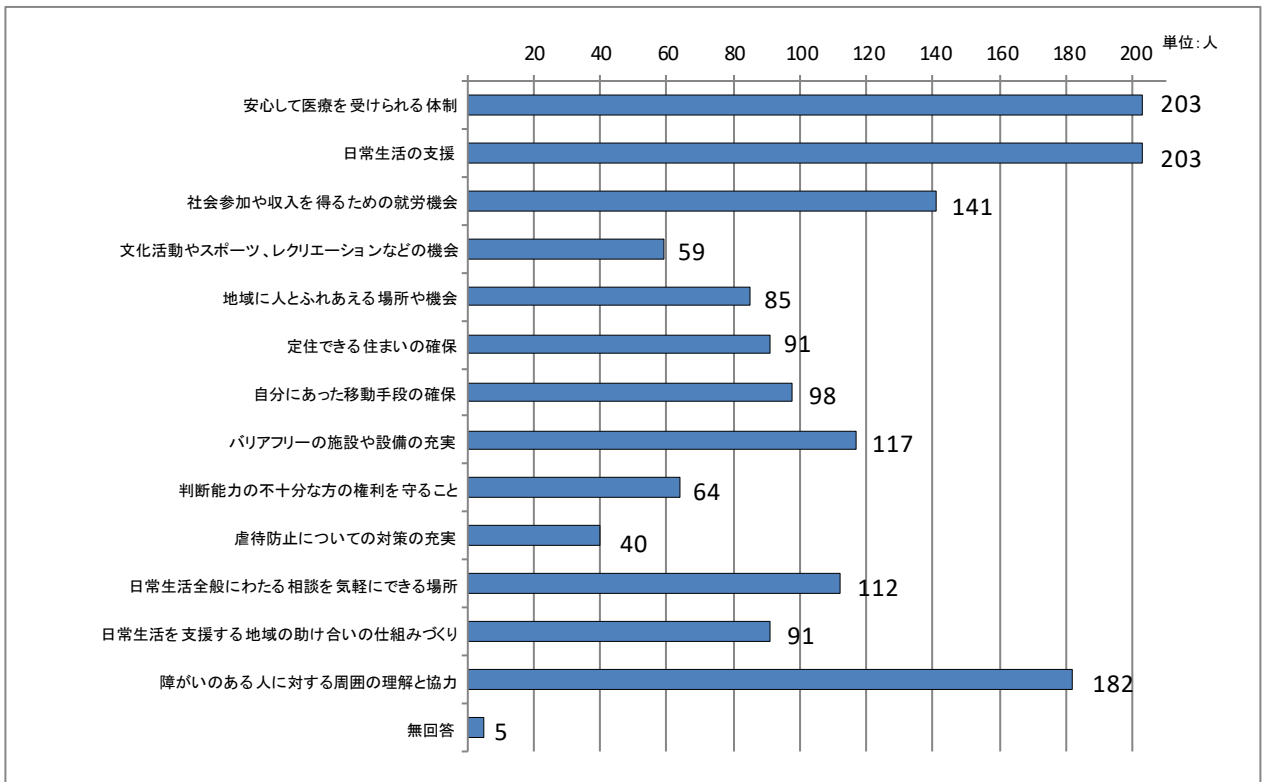
○高齢者が地域で暮らしていくうえで特に重要だと思うもの

※複数回答



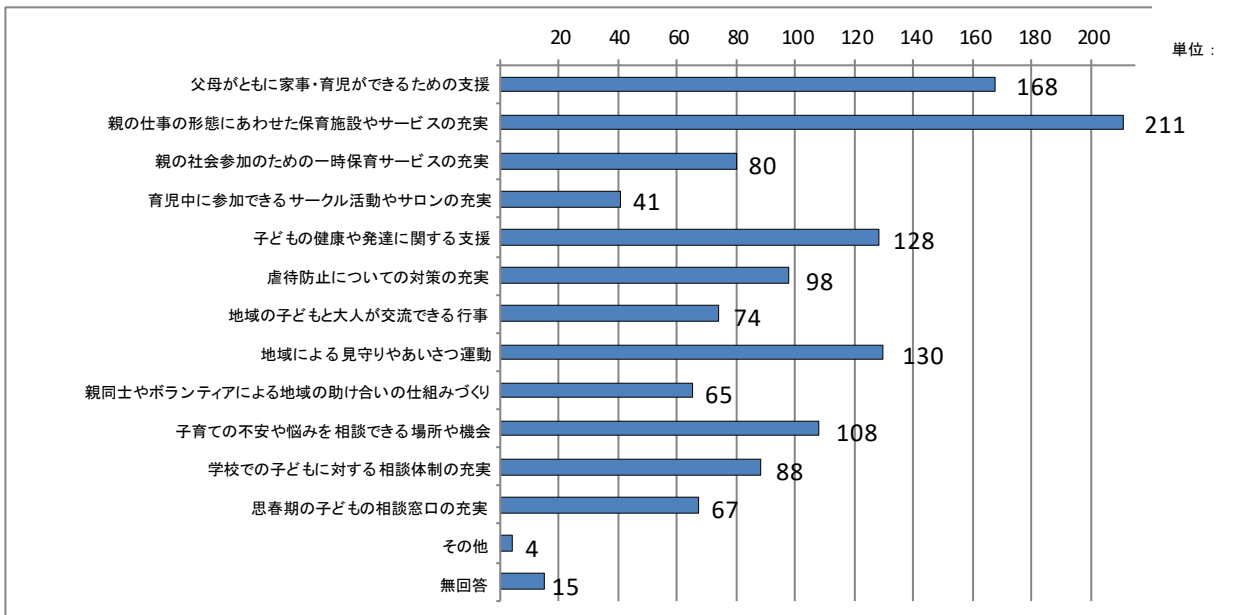
○障がいのある人が地域で暮らしていくうえで特に重要だと思うもの

※複数回答

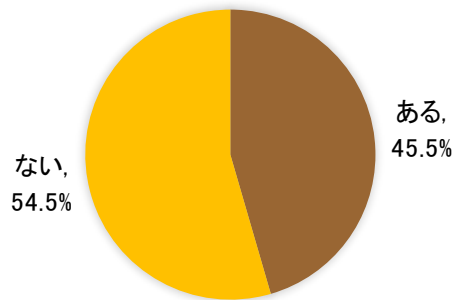


○子どもが地域で健全に育つために、特に重要だと思うもの

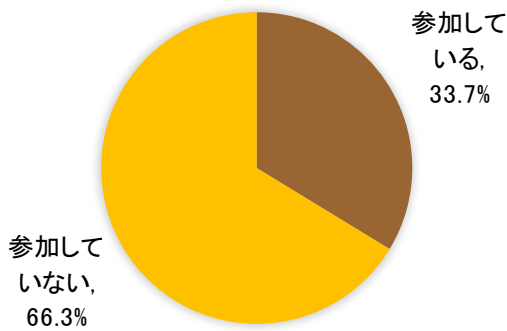
※複数回答



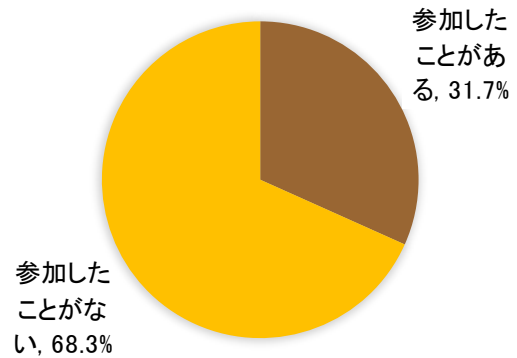
○地域に支えられた（助けられた）と感じたことがあるか



○地域での活動に参加しているか

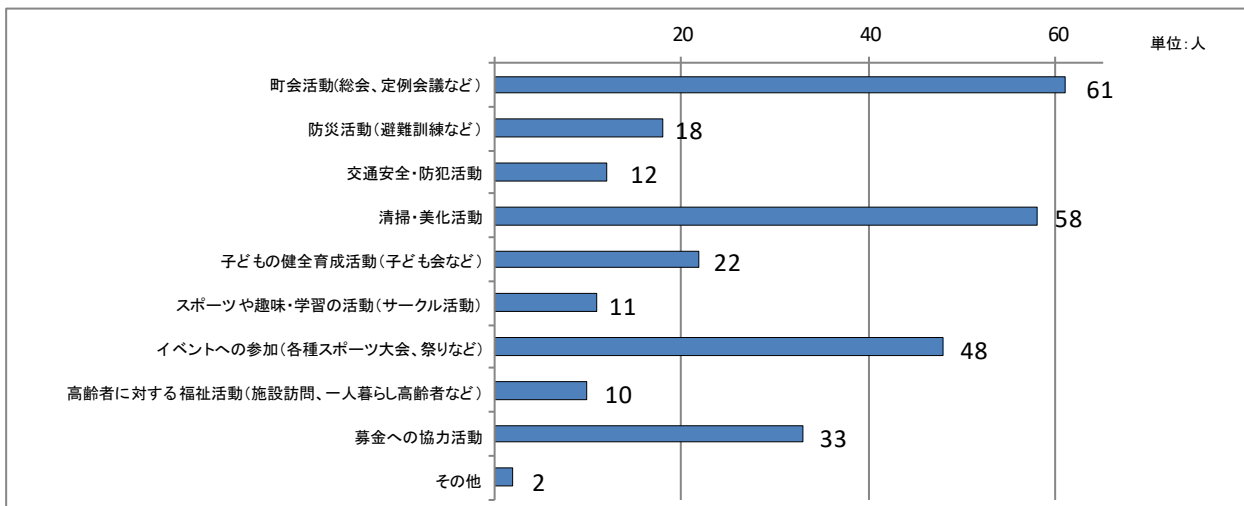


○ボランティア活動に参加したことがあるか



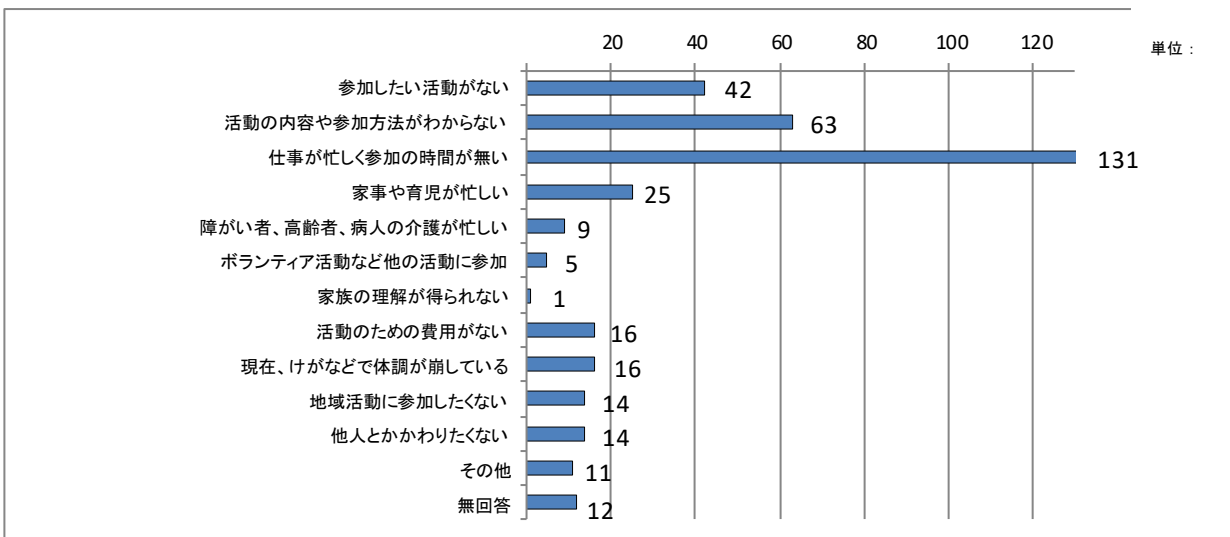
## ○どのような地域活動に参加しているか

※複数回答

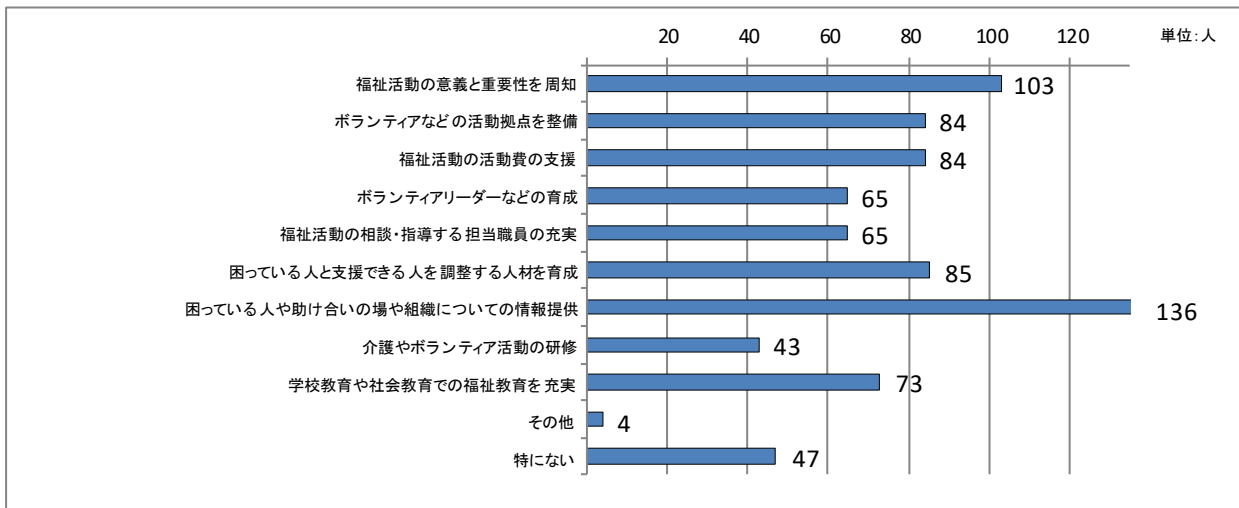


## ○地域活動に参加していない理由

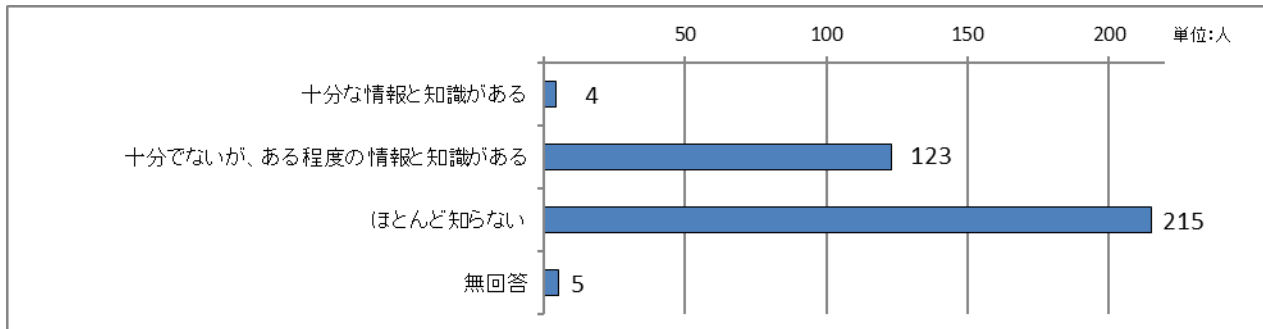
※複数回答



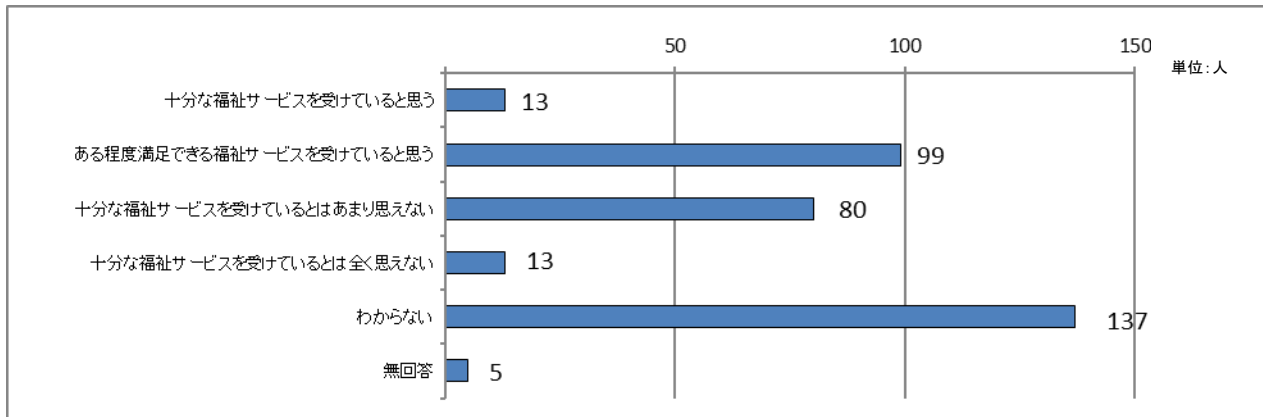
○地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために必要なこと ※複数回答



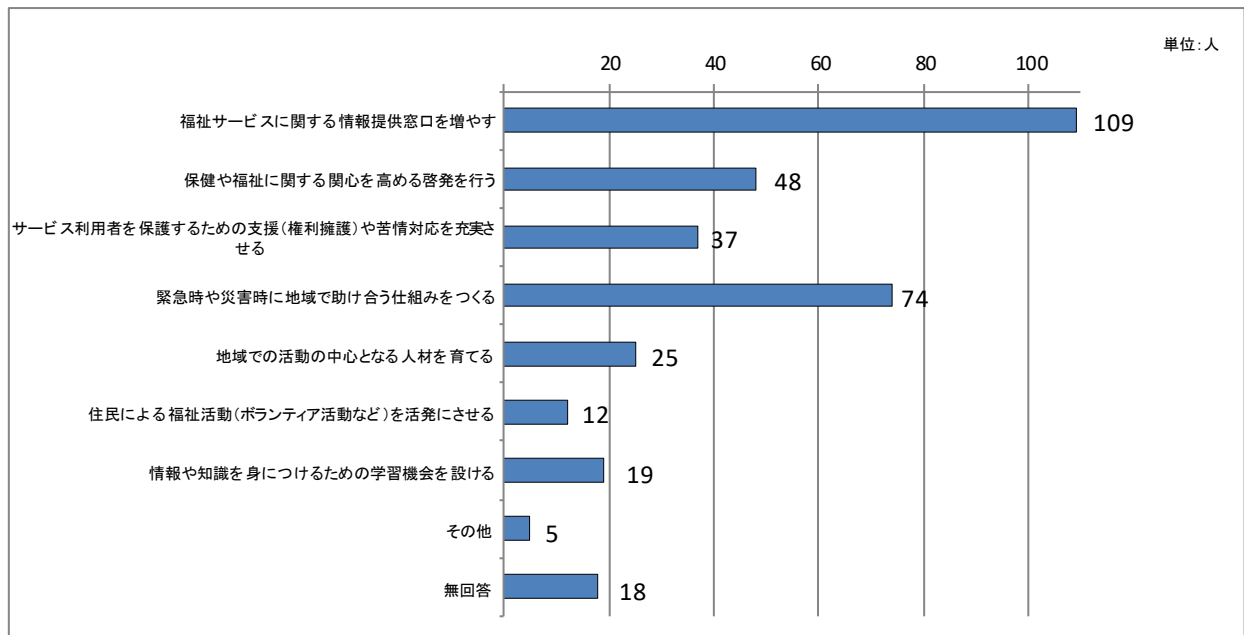
○福祉サービスや福祉施設を知っているか



○支援を必要としている人が十分な福祉サービスを受けていると思うか

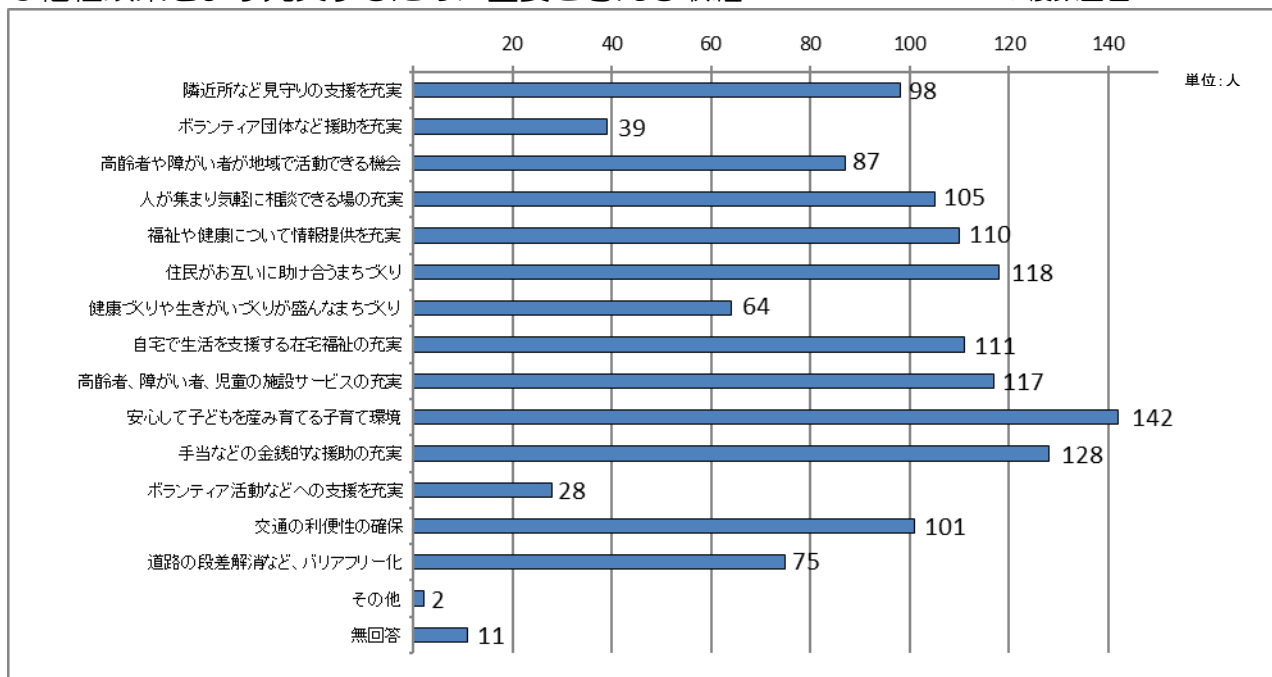


## ○福祉サービスを充実させるために必要と思うもの

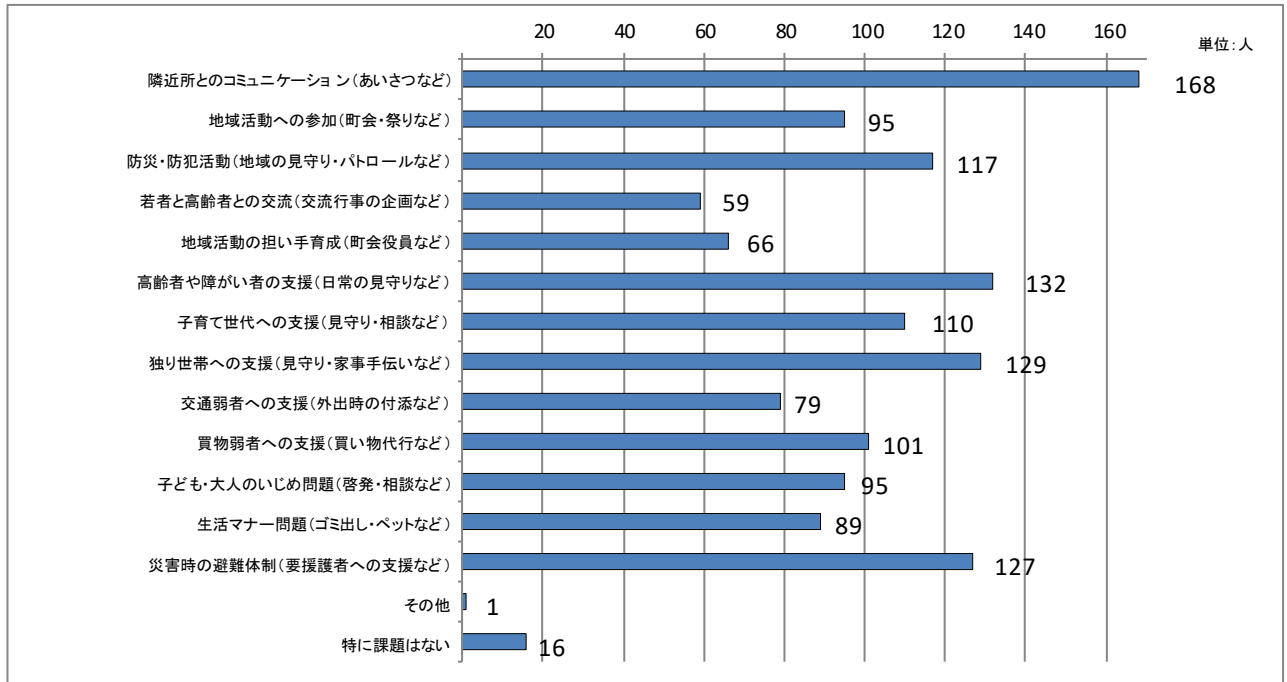


## ○福祉政策をより充実するために重要と考える取組

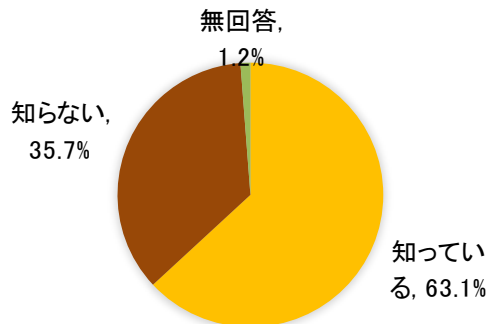
※複数回答



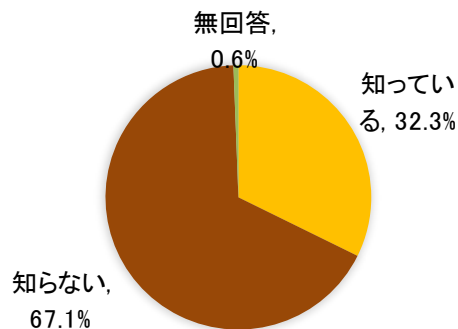
○今後、地域のだれもが安心して生活するために、取り組むべき課題 ※複数回答



○地震などが発生した時の避難場所を知っているか

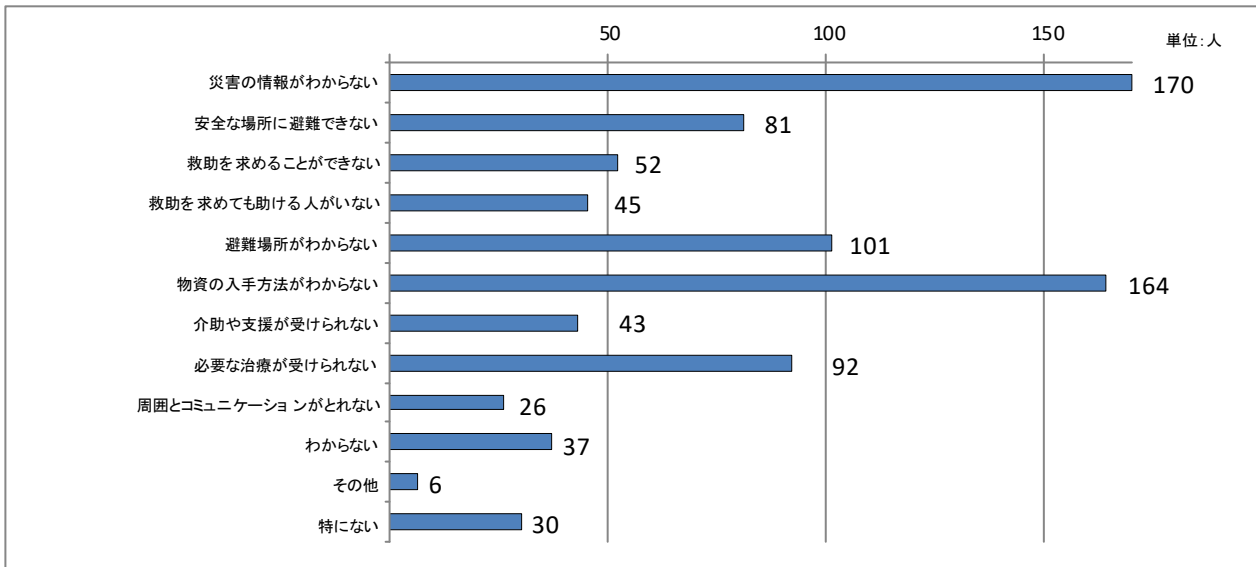


○地震などの災害が発生した場合、近所に一人で避難することができない人を知っているか



## ○地震などの災害が発生した時に困ること

※複数回答



## ○誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを進めるための課題や困りごと

(抜粋)

- 地震等の災害が多い中、避難場所や経路等、わからないことが多い。一人暮らしの高齢者世帯を把握して、地域住民が助け合えるように、プライバシーを守りつつ、近隣にはどれくらい一人で避難できない人がいるのか知られたら、いざ災害が起きた時に自ら行動できると思う。(20代)
- 大人がイキイキする地域・社会を目指して仕事をしている。ここで生まれた子どもが東京へ行って帰って来ない、いや来られない状況があると思う。大人が誇りをもって仕事をし、起業等にチャレンジできるよう支援するため、一事業者としても取り組んでいく。(40代)
- 同じ町内でも、どんな人が住んでいるのか、わからなくなっている。町内のつながりが薄れてきているような気がする。個人情報関係で、亡くなっていたのを知らなかったなど、都市と変わらなくなっていると思うのがさみしい。地域ごとに団結して、助け合っていないと人口は減る、若者は減る、何とかしなくてはと思う。(50代)
- 隣近所とコミュニケーションが今できていない人が多いと思う(自分も)。その人たちをいろんな活動に参加させないと、地域に馴染めないし、つながっていかないと思う。(60代)
- 何と言っても礼に始まって、礼に終わる。子ども、大人はもちろん、挨拶の知らない・出来ない方が多い。子どもの時からしっかりと教育をし、大人もまたマナー・エチケットを再確認してもらいたい。(70代)



## 平川市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、平川市地域福祉活動計画を策定するために設置する、平川市地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 策定委員会は、次の事務を処理する。

- (1) 平川市地域福祉活動計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、社会福祉法人平川市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が、特に必要と認めること。

### (組 織)

第3条 策定委員会は、委員12名以内で組織し、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 社会福祉施設関係者
- (3) 地域住民の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、会長が特に必要と認める者

### (任 期)

第4条 委員の任期は、第2条に掲げる事務が終了するまでとする。ただし、前条に掲げる者のうち公職にあることにより委嘱された委員は、その職を退いたときに委員の職を失うものとする。

- 2 前項の規定によりその職を失った委員の補充は、その公職の後任者又は引継者をもって充てるものとする。ただし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員のうちから互選する。

- 2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 策定委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶 務)

第7条 策定委員会の庶務は、平川市社会福祉協議会地域福祉課において処理する。

(作業部会)

第8条 委員会には、委員会を円滑に運営するための資料等を専門的に検討する作業部会を置くことができる。

2 作業部会員は、平川市社会福祉協議会職員のうちから会長が任命し、平川市職員のうちから会長が委嘱する。

3 作業部会員の任期は、策定委員の任期と同様とする。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

附 則 この要綱は、平成20年11月18日から施行する。

この要綱は、令和元年10月18日から施行する。

## 平川市地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿

任期 令和元年10月18日から第3次平川市地域福祉活動計画策定まで  
(順不同・敬称略)

No.	区 分	氏 名	備 考
1	知 識 経 験 者	佐 藤 順 一	平川市老人クラブ連合会
2	知 識 経 験 者	鎌 田 正 信	平川市ボランティア連絡協議会
3	知 識 経 験 者	木 村 卓 郎	平川市身体障害者福祉会
4	社会福祉施設関係者	今 井 隆 太	社会福祉法人ほほえみ
5	社会福祉施設関係者	花 田 寛 之	特別養護老人ホームさわやか園
6	社会福祉施設関係者	今 井 博 之	平川市保育連絡協議会
7	地 域 住 民 代 表	岩 渕 河治郎	平川市行政委員連絡協議会
8	地 域 住 民 代 表	小山内 義 通	平川市民生委員児童委員協議会
9	地 域 住 民 代 表	小田桐 あきゑ	ほのぼの交流協力員
10	関 係 行 政 機 関	長 尾 陽 子	平川市健康福祉部 福祉課長
11	関 係 行 政 機 関	齋 藤 恒 一	平川市健康福祉部 高齢介護課長

## 平川市地域福祉活動計画 作業部会員名簿

任命期間 令和元年10月から第3次地域福祉活動計画(案)作成まで

No.	所 属・職 名	氏 名	備 考
1	健康福祉部福祉課 福祉総務係長	齋 藤 和 美	
2	健康福祉部福祉課 保護係長	木 村 祥 司	
3	社協総務課 係 長	武 田 一 史	
4	社協地域福祉課 係 長	佐 藤 毅 信	
6	社協地域福祉課 介護支援専門員	山 田 志 乃	在宅介護支援センター
7	社協地域福祉課 介護支援専門員	館 山 由美子	居宅介護支援事業所
8	社協地域福祉課 管 理 者	齋 藤 咲 子	特定相談支援・訪問介護・居宅介護
9	社協地域福祉課 管 理 者	松 田 千 子	通所介護事業所

## 平川市地域福祉活動計画策定の経過

年 月 日	内 容
令和元年10月18日	平川市地域福祉活動計画策定委員会組織会
令和元年10月18日	第1回平川市地域福祉活動計画策定委員会
令和元年11月11日	第1回平川市地域福祉活動計画作業部会
令和 2年 1月16日	第2回平川市地域福祉活動計画作業部会
令和 2年 2月 4日	第2回平川市地域福祉活動計画策定委員会
令和 2年 2月 7日	平川市社会福祉協議会職員全体研修会の開催
令和 2年 2月15日 ～ 2月29日	社協広報誌「社協だより」掲載による第3次平川市地域福祉活動計画（素案）に対するパブリックコメント（意見公募）の実施
令和 2年 月 日 ～ 月 日	社協ホームページによる第2次平川市地域福祉活動計画（素案）に対するパブリックコメント（意見公募）の実施
令和 2年 3月 3日	尾上地域福祉推進委員会の開催
令和 2年 3月 3日	平賀地域福祉推進委員会の開催
令和 2年 3月 4日	碓ヶ関地域福祉推進委員会の開催
令和 2年 3月11日	第3回平川市地域福祉活動計画作業部会
令和 2年 3月13日	第3回平川市地域福祉活動計画策定委員会
令和 2年 3月16日	策定委員会委員長より平川市社協会長への第3次平川市地域福祉活動計画（案）を答申
令和 2年 3月19日	平川市社協理事会で第3次平川市地域福祉活動計画（案）の認定
令和 2年 3月27日	平川市社協評議員会で第3次平川市地域福祉活動計画（案）の承認

令和 2年 3月16日

社会福祉法人平川市社会福祉協議会  
会長 外川三千雄 殿

平川市地域福祉活動計画策定委員会  
委員長 小山内 義通

### 第3次平川市地域福祉活動計画（案）について（答申）

令和元年10月より、第3次平川市地域福祉活動計画策定のために設置された本策定委員会において、この度、別紙のとおり審議結果を取りまとめましたので答申いたします。

### 第3次平川市地域福祉活動計画

発行年月 令和2年3月  
発行 社会福祉法人 平川市社会福祉協議会  
〒036-0104  
青森県平川市柏木町藤山16-1  
(平川市健康センター内)  
TEL 0172-44-5937 (代表)  
FAX 0172-44-4574